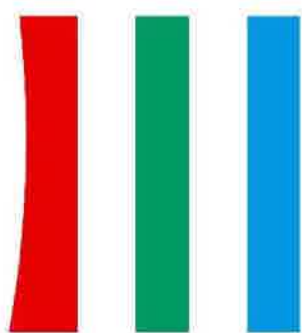


一般廃棄物処理業者の手引



KAWASAKI CITY

川崎市環境局生活環境部
廃棄物指導課

目 次

I	廃棄物処理法と廃棄物の区分	1
1	法の目的	1
2	廃棄物の定義	1
3	廃棄物の区分	1
II	一般廃棄物の処理	4
1	事業者の責務	4
2	一般廃棄物収集運搬の基準	4
III	一般廃棄物の処理委託	5
1	処理の委託	5
2	廃棄物管理票	5
3	ごみの排出方法	5
IV	一般廃棄物処理業許可制度	12
1	許可の種類	12
2	許可の取得	12
3	許可申請の種類	12
4	許可申請手数料	13
5	収集運搬業許可の基準	13
6	処分業許可の基準	14
7	欠格要件	15
8	業務全般に関する禁止事項	16
9	収集運搬車に関する基準	16
10	事前協議	17
11	営業区域	19
12	審査手続	19
13	標準処理期間	19
14	講習会の受講	19
15	施設搬入申請の手続	19
V	許可取得後の諸手続	20
1	廃止、変更の手続	20
2	許可証の再交付	20
3	許可証の返還	21
4	帳簿及び記録の保存	21

5	実績報告の徴収	21
6	新規・廃止契約状況報告の徴収	21
VI	行政指導・処分	22
1	報告の徴収	22
2	立入検査	22
3	不利益処分	22
4	罰則	24
	[付録]	
I	変更届出様式集	26
II	実績報告書様式	38
III	契約状況報告書	46
	[資料]	
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋：一般廃棄物処理業関係）	49
2	川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則 （抜粋：一般廃棄物処理業関係）	53
3	一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱（一部抜粋）	57
4	緊急時対策車の使用の取扱いについて	68

I 廃棄物処理法と廃棄物の区分

1 法の目的（法第1条）

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を以下「法」といいます。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」を以下「政令」といいます。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」を以下「省令」といいます。

※「川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則」を以下「細則」といいます。

2 廃棄物の定義（法第2条）

「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、法では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義しています。なお、法適用外の場合は、次の表のとおりです。

※「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状のものを占有者が使用するか、他人に有償売却できない性状のものであれば自己の生産過程の中で原材料として使用することをいいます。

法適用外のもの

- ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生じる土砂その他これに類するもの。
- ・漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの。
- ・土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準じるもの。

3 廃棄物の区分（法第2条第2項、第3項）

廃棄物は、その発生形態や性状の違いから、次の図のとおり一般廃棄物と産業廃棄物の2つに大別されます。

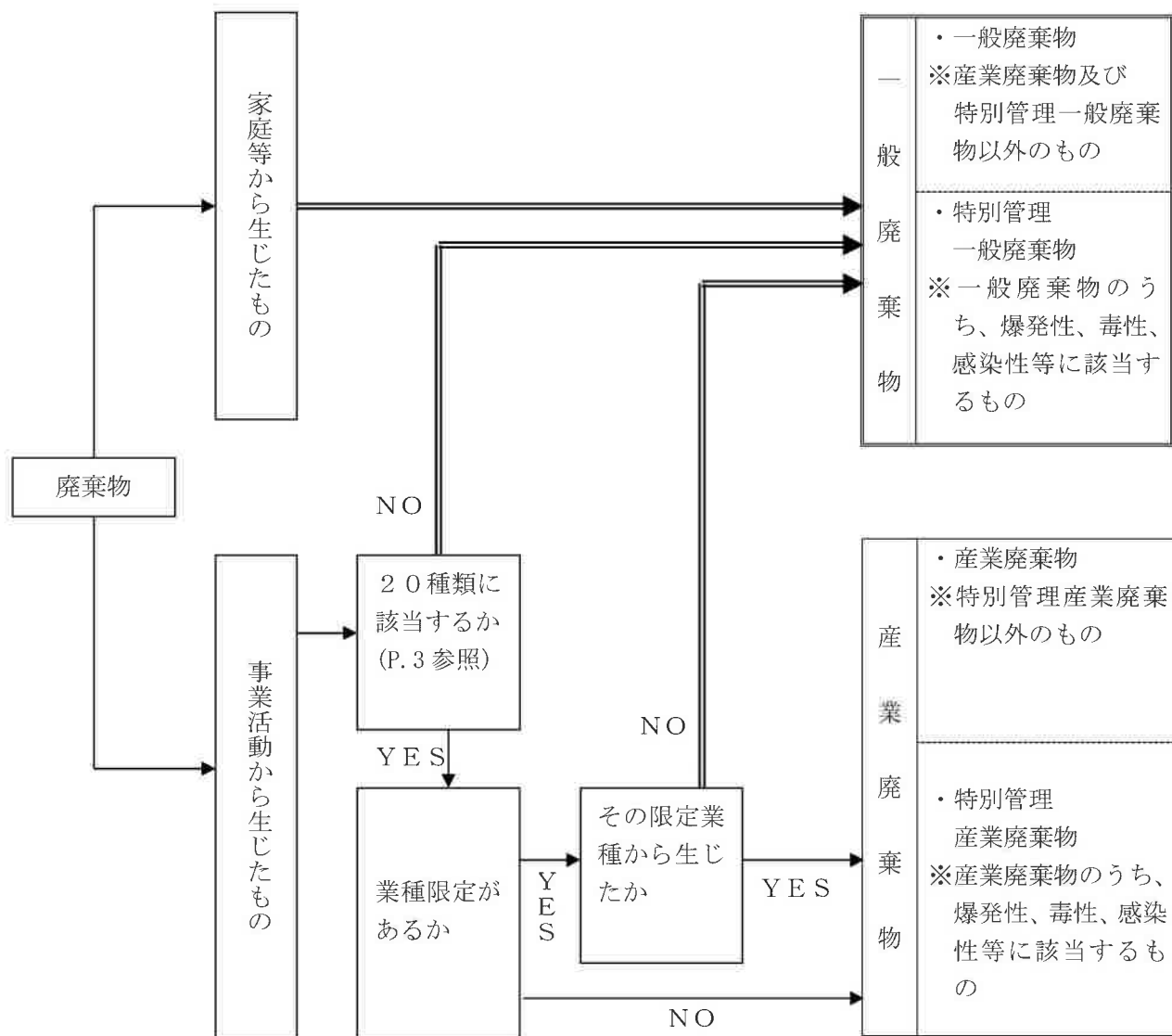
(1) 一般廃棄物

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものをいい、家庭から生じるごみ、粗大ごみ、し尿及び浄化槽汚泥等並びに事業活動から生じる廃棄物のうち、20種類の産業廃棄物以外のものをいいます。ただし、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等に該当するものは、特別管理一般廃棄物になります。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動（公共事業を含む。）に伴って生じる廃棄物のうち、法（6種類）及び政令（14種類）により定められた20種類及び輸入された廃棄物をいい、その内容は、次の表のとおりです。

一般廃棄物と産業廃棄物の区分



※ 上記のほか、船舶及び航空機の航行に伴い発生した廃棄物及び日本に入国した物がその外国における日常生活に伴い発生したもので、日本に携帯したものも、一般廃棄物となります。

ただし、国外において発生し、輸入された廃棄物は、産業廃棄物となります。

表 産業廃棄物の種類

(※:業種限定等のあるもの)

区分	種 類	産 業 廃 棄 物 の 具 体 例
廃棄物処理法	1 燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、産業廃棄物の焼却灰、炉掃出物、廃カーボン類、廃活性炭
	2 汚泥	ビルビット汚泥、下水道汚泥、メッキ汚泥、赤でい、ベントナイト廃泥水、廃水処理汚泥、道路側溝・排水路汚泥、研磨汚泥
	3 廃油（引火点が70℃以上のもの）	廃重油、潤滑油系廃油、廃切削油、動植物油脂、タールピッチ、絶縁油、廃インク
	4 廃酸（pH値が2を超え7未満のもの）	酸洗工程廃液、酸性メッキ廃液、写真定着液
	5 廃アルカリ（pH値が7以上12.5未満のもの）	アルカリ洗浄廃液、アルカリ性メッキ廃液、写真現像液
	6 廃プラスチック類	ビニールくず、ポリエチレンくず、合成皮革、合成繊維くず、廃タイヤ、廃発泡スチロール、FRP、プラスチック容器、写真フィルム、廃イオン交換樹脂、乾燥ペイント
施行令	7 ※ 紙くず ・ 建設業に係るもの（工物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。） ・ 出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業、印刷物加工業に係るもの	塗工紙、壁紙、襖紙、障子紙、裁断くず、製本くず、印刷くず * ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が塗布され、又は染み込んだものは、すべて産業廃棄物の「紙くず」となります。
	8 ※ 木くず ・ 建設業に係るもの（工物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・ 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。） ・ パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ・ 物品賃貸業に係るもの ・ 貨物の流通のために使用したパレットに係るもの	廃木材、おがくず、パーク類、加工木くず、木切れ、型枠、木製リース家具・器具類、木製廃パレット * 伐木、伐根も状況によっては、産業廃棄物となります。 * PCBが染み込んだものは、すべて産業廃棄物の「木くず」となります。
	9 ※ 繊維くず ・ 建設業に係るもの（工物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・ 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）	畳、壁布、カーペット、じゅうたん、ウエス、木綿、羊毛、絹、麻等の天然繊維くず等 * PCBが染み込んだものは、すべて産業廃棄物の「繊維くず」となります。
	10 ※ 動植物性残渣 ・ 食料品製造業 ・ 医薬品製造業 ・ 香料製造業	鳥、獣、魚の骨、あら、甲殻、野菜くず、あめかす、のりかす、羽毛、醸造かす、卵のから、貝殻、食品製造かす、製品くず
	11 ※ 動物系固形不要物 ・ と畜場 ・ 食鳥処理場	牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏、あひる、七面鳥、その他食鳥
	12 ゴムくず	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス
	13 金属くず	缶、切削くず、研磨くず、打抜きくず、金属スクラップ
	14 ガラスくず、コンクリートのくず（工物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	空びん、ガラスくず、耐火レンガくず、コンクリート製品くず、陶磁器くず、廃石膏ボード
	15 鉱さい	スラグ、ノロ、廃鋳物砂、不良鉱石、金属スラグ
	16 がれき類（工物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）	セメントコンクリートがら、アスファルトコンクリートがら、コンクリート製品くず
	17 ※ 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）	牛、馬、豚、めん羊、鶏等のふん尿
	18 ※ 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）	牛、馬、豚、めん羊、鶏等の死体
	19 ばいじん（大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設又は汚泥廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、PCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず及び繊維くず、PCBが付着又は封入された金属くずの焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの）	電気集じん機の捕集ダスト、サイクロンの捕集ダスト、湿式集じん機の捕集ダスト
	20 上記1から19を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固型化物

Ⅱ 一般廃棄物の処理

1 事業者の責務（法第3条）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理について、次の責務を負っています。

（1）自己処理責任の原則

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

（2）再生利用等による減量化

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければなりません。

（3）適正処理が困難にならないような製品の開発

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行い、また、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法について情報を提供し、適正な処理が困難にならないようにしなければなりません。

2 一般廃棄物収集運搬の基準（政令第3条第1号）

一般廃棄物の収集運搬に当たっては、次の基準が定められているので、一般廃棄物処理業者は、この基準に従って一般廃棄物を適正に収集運搬しなければなりません。

（1）一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

（2）収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。

（3）一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講じること。

（4）運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

※ 一般廃棄物積替え又は保管の基準（政令第3条第1号）

（省略）

※ 一般廃棄物処分（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）の基準（政令第3条第2号）

（省略）

※ 一般廃棄物埋立処分の基準（政令第3条第3号）

（省略）

※ 一般廃棄物海洋投入処分の基準（政令第3条第4号）

（省略）

Ⅲ 一般廃棄物の処理委託

1 処理の委託

事業者から一般廃棄物の処理を委託される場合には、書面により委託契約を締結してください。また、廃棄物の資源化のため、資源化物の委託についても契約内容に記載してください。

※ 標準的な契約書及び記入例（P 6～8）参照

2 廃棄物管理票

(1) 対象排出事業者

廃棄物管理票を使用する事業者は、日量平均 1 0 0 k g 以上又は月量平均 3 トン以上排出する事業系一般廃棄物多量排出事業者です。（以下このページにおいて「排出事業者」といいます。）

(2) 様式及び記載事項

廃棄物管理票は、A 票、B 票、C 票及び D 票からなる 4 枚の帳票で、その様式は P 9、1 0 のとおりです。

(3) 管理票のフロー（川崎市の指定処理施設に搬入する場合）

ア 排出事業者は、廃棄物管理票に必要事項を記載し、A 票は自ら保管して、廃棄物の引渡しと同時に残りの B 票、C 票及び D 票の 3 枚を収集運搬業者に交付します。

イ 収集運搬業者は、受託した廃棄物と廃棄物管理票の記載内容を確認し、運転者の氏名及び運搬車両の登録番号を記入した上で B 票、C 票及び D 票を廃棄物とともに指定処理施設に提出します。

ウ 指定処理施設は、廃棄物管理票の記載内容を確認して、確認印を押し、B 票を自ら保管して、C 票及び D 票の 2 枚を収集運搬業者に回付します。

エ 収集運搬業者は、C 票を自ら保管し、D 票を排出事業者に送付します。

※ P 1 1 参照

(4) 排出事業者の措置

ア 排出事業者は、自ら保管した A 票と、送付された D 票に記載された事項に相違がないことを確認します。

イ 排出事業者は、収集運搬業者に管理票を交付した日から 1 か月以内に D 票が送付されないときは、直ちに市長に報告しなければなりません。

(5) 管理票の保存

ア 排出事業者は、A 票と収集運搬業者から送付された D 票を一組にして、指定処理施設に搬入した日から 5 年間保存しなければなりません。

イ 収集運搬業者は、指定処理施設から回付された C 票を、指定処理施設に搬入した日から 5 年間保存しなければなりません。

3 ごみの排出方法

(1) 袋で出す場合は、透明又は半透明のものを使用してください。

(2) 事業所内の排出場所については、双方協議の上、適切な場所としてください。

一般廃棄物収集運搬委託契約書

排出事業者 〇〇〇〇 株式会社 : (以下「甲」という。) と、

収集運搬業者 △△△△ 株式会社 : (以下「乙」という。) は、

甲の事業場 川崎市川崎区〇〇町〇〇 〇〇事業所 から排出される一般廃棄物の収集運搬に関して、次のとおり契約を締結する。

(法の遵守)

第1条 甲、乙は、この契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例、その他の関係法令を遵守しなければならない。

(乙の事業の範囲)

第2条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項の更新、変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、更新、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

許可の有効期限	令和〇〇年××月△△日	事業の範囲	事業系一般廃棄物 (積替え又は保管を除く。)
許可の条件	なし	許可番号	第〇〇〇〇号

(委託する一般廃棄物の種類及び予定数量及び委託料)

第3条 甲が、乙に収集運搬を委託する一般廃棄物の種類、予定数量及び委託料は、次のとおりとする。(ただし、川崎市指定処理施設に搬入する委託料には、川崎市指定処理施設搬入手数料1kgあたり15円を含む。)

一般廃棄物の種類	予定数量	単位	委託料(単価)	単位
普通ごみ(厨芥類等)	30	トン	△△	円
資源物(古紙)	20	トン	××	円

(収集回数、収集曜日及び収集時間)

第4条 甲が、乙に収集運搬を委託する一般廃棄物の収集回数、収集曜日及び収集時間は、次のとおりとする。

一般廃棄物の種類	収集回数	収集曜日	収集時間
普通ごみ(厨芥類等)	週3回	月・水・金	午前10時頃
資源物(古紙)	週2回	火・木	午前2時頃

（運搬先の所在地）

第5条 甲が、乙に収集運搬を委託する一般廃棄物の運搬先の所在地は、次のとおりとする。

一般廃棄物の種類	運搬先の所在地
普通ごみ（厨芥類等）	川崎市指定処理施設（川崎市浮島処理センター）
資源物（古紙）	氏名：〇〇紙業有限会社 代表者 〇〇 〇〇 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 住所（本社）：川崎市川崎区〇〇町〇〇番地 事業所の住所：横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地 事業所の名称：〇〇事業所

（積替え又は保管）

第6条 乙は、甲から委託された一般廃棄物の積替え又は保管を行わない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、甲から委託された一般廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。

（義務と責任）

第8条 甲は、一般廃棄物の適正な処理のために必要な次の情報を、あらかじめ乙に通知しなければならない。

- （1）一般廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- （2）通常の保管状況の下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
- （3）他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- （4）その他当該一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託契約期間中、前項に定める事項について変更があった場合には、乙に対し速やかにその変更の内容及び程度の情報を通知しなくてはならない。

3 乙は、甲から委託された一般廃棄物をその積込み作業の開始から、第5条に規定する運搬先の所在地における荷卸し作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理しなければならない。この間発生した事故については、その原因が甲の責による場合を除き、乙が責任を負う。

（廃棄物管理票の使用）

第9条 甲は、廃棄物管理票に記載事項を正確に漏れなく記載し、一般廃棄物を搬出する都度交付する。乙は、この廃棄物管理票を一般廃棄物とともに川崎市指定処理施設に提出する。ただし、廃棄物管理票の交付は、日量平均100キログラム以上又は月量平均3トン以上排出する事業系一般廃棄物多量排出事業者認定された事業場を有する事業者が、川崎市指定処理施設に搬入する場合に限る。

（業務完了届の提出）

第10条 乙は、甲から委託された一般廃棄物の収集運搬業務が完了したときは、直ちに業務完了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、業務完了報告書は、廃棄物管理票の送付をもって代えることができる。

（機密の保持）

第11条 甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第12条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた一般廃棄物の収集運搬を乙が完了していないときは、その理由が甲の責による場合を除き、当該一般廃棄物を乙の責任で収集運搬した後でなければ、契約を解除することができない。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲、乙が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

(契約期間)

第14条 この契約は、有効期間を令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとする。

※又は【この契約は、有効期間を令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの年間とする。】

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 川崎市〇〇区〇〇町〇〇
〇〇〇〇 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

印

乙 川崎市川崎区〇〇町〇〇
△△△△ 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

印

注意

カン、ビン、ペットボトルなどの産業廃棄物（金属くず、ガラスくず、
廃プラスチック類）については「産業廃棄物処理委託契約書」を別に作成すること。

記入例

第9号様式

交付年月日 〇〇年△△月××日

廃棄物管理票 (A)

川崎市 A票

排出事業者保存

交付番号 〇〇〇

排	☐ 事業系一般廃棄物 多量排出事業者	認定番号	9 9 9 9 9	☐ 産業廃棄物排出事業者	
出	事業場の名称 (株)川崎〇〇社				
事	事業場の所在地 川崎市 川崎区 宮本町〇-〇				
業	事業場の代表者名 川崎太郎 電話番号 2××-3×××				
者	交付担当者名 幸 二郎 印				

収	一般廃棄物 許可番号	0 9 9 9	産業廃棄物 許可番号	
集	名称 (有)神奈川△△			
運	所在地 川崎区東田町△-△			
搬	代表者名 神奈川 花子 電話番号 4××-5×××			
業				

- 注 1 排出事業者の欄は、いずれかの□に印を付けてください。「事業系一般廃棄物多量排出事業者」に印を付けた場合は、認定番号を記入してください。
- 2 産業廃棄物は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第29条に規定する物に限ります。
- 3 廃棄物の種類、量等の欄は、「事業系一般廃棄物」又は「産業廃棄物」のいずれか一方に印を付けてください。

廃棄物の種類、量等													
☒ 事業系一般廃棄物	☐ 産業廃棄物												
☒ 紙くず ☐ 木くず ☐ 繊維くず ☒ 屑類	☐ 紙くず ☐ 木くず ☐ 繊維くず ☐ がれき類 ☐ []												
<table border="1"> <tr><td>7</td><td>0</td></tr> <tr><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	7	0	1	0	0	0	<table border="1"> <tr><td>7</td><td>0</td></tr> <tr><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	7	0	1	0	0	0
7	0												
1	0												
0	0												
7	0												
1	0												
0	0												
総量	1 7 0 kg												
(性状及び形状)													
処	☒ 焼却 ☐ 埋立												
分	☐ []												

記入例

第9号様式の2

交付年月日 〇〇年△△月××日

廃棄物管理票 (B)

川崎市 B票

指定処理施設保存

交付番号 〇〇〇

排	☐ 事業系一般廃棄物 多量排出事業者	認定番号	9 9 9 9 9	☐ 産業廃棄物排出事業者	
出	事業場の名称 (株)川崎〇〇社				
事	事業場の所在地 川崎市 川崎区 宮本町〇-〇				
業	事業場の代表者名 川崎太郎 電話番号 2××-3×××				
者	交付担当者名 幸 二郎 印				

収	一般廃棄物 許可番号	0 9 9 9	産業廃棄物 許可番号	
集	名称 (有)神奈川△△			
運	所在地 川崎区東田町△-△			
搬	代表者名 神奈川 花子 電話番号 4××-5×××			
業				

運転者の氏名	
自動車登録番号	

廃棄物の種類、量等													
☒ 事業系一般廃棄物	☐ 産業廃棄物												
☒ 紙くず ☐ 木くず ☐ 繊維くず ☒ 屑類	☐ 紙くず ☐ 木くず ☐ 繊維くず ☐ がれき類 ☐ []												
<table border="1"> <tr><td>7</td><td>0</td></tr> <tr><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	7	0	1	0	0	0	<table border="1"> <tr><td>7</td><td>0</td></tr> <tr><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	7	0	1	0	0	0
7	0												
1	0												
0	0												
7	0												
1	0												
0	0												
総量	1 7 0 kg												
(性状及び形状)													
処	☒ 焼却 ☐ 埋立												
分	☐ []												

記入例

交付年月日 〇〇年△△月××日

廃棄物管理票 (C)

川崎市 C票

収集運搬業者保存

交付番号 〇〇〇

排	☐ 事業系一般廃棄物 多量排出事業者	認定番号	9	9	9	9	9	☐ 産業廃棄物排出事業者
出	事業場の名称 (株)川崎〇〇社							
事	事業場の所在地 川崎市 区 宮本町〇-〇							
業	事業場の代表者名 川崎太郎 電話番号 2××-3×××							
者	交付担当者名 幸 二郎 印							

収	一般廃棄物 許可番号	0	9	9	9	産業廃棄物 許可番号					
集	名称 (有)神奈川△△										
搬	所在地 川崎区東田町△-△										
業	代表者名 神奈川 花子 電話番号 4××-5×××										

運	転	送	者	の	氏	名	
自	動	車	登	録	番	号	

廃棄物の種類、量等	
☒ 事業系一般廃棄物	☐ 産業廃棄物
☒ 紙くず 70 kg ☐ 木くず kg ☐ 繊維くず kg ☒ 屑芥類 100 kg ☐ () kg ☐ () kg ☐ () kg	☐ 紙くず ☐ 木くず ☐ 繊維くず ☐ がれき類 ☐ () 産業廃棄物を搬入する場合は、1枚の 廃棄物管理票に1種類のみ記載してくだ さい。 総 量 kg 指定処理施設の名称及び搬入日
総 量 170 kg	
(性状及び形状)	
処 ☒ 焼却 ☐ 埋立	
分 ☐ ()	

記入例

交付年月日 〇〇年△△月××日

廃棄物管理票 (D)

川崎市 D票

排出事業者保存

交付番号 〇〇〇

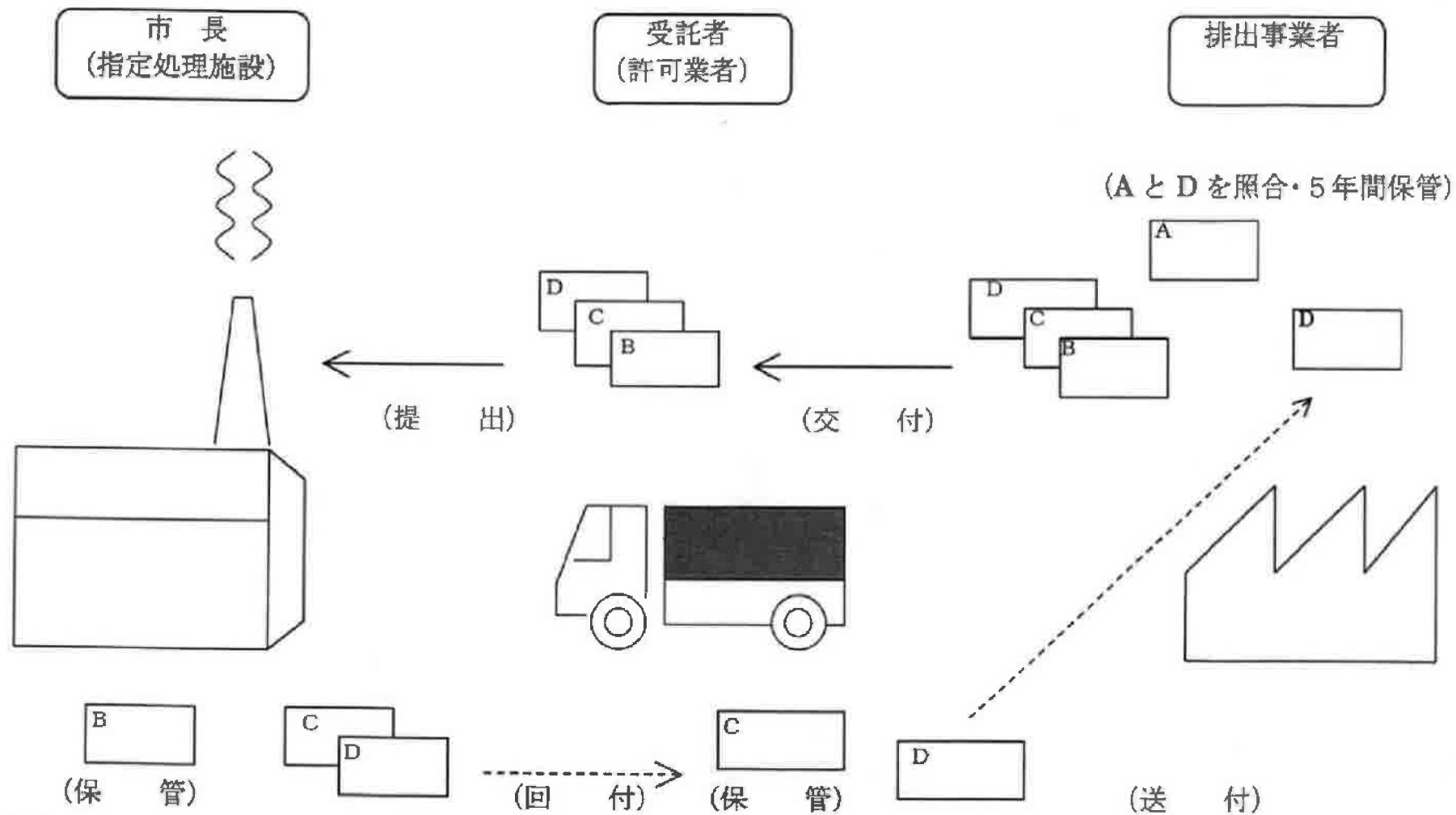
排	☐ 事業系一般廃棄物 多量排出事業者	認定番号	9	9	9	9	9	☐ 産業廃棄物排出事業者
出	事業場の名称 (株)川崎〇〇社							
事	事業場の所在地 川崎市 区 宮本町〇-〇							
業	事業場の代表者名 川崎太郎 電話番号 2××-3×××							
者	交付担当者名 幸 二郎 印							

収	一般廃棄物 許可番号	0	9	9	9	産業廃棄物 許可番号					
集	名称 (有)神奈川△△										
搬	所在地 川崎区東田町△-△										
業	代表者名 神奈川 花子 電話番号 4××-5×××										

運	転	送	者	の	氏	名	
自	動	車	登	録	番	号	

廃棄物の種類、量等	
☒ 事業系一般廃棄物	☐ 産業廃棄物
☒ 紙くず 70 kg ☐ 木くず kg ☐ 繊維くず kg ☒ 屑芥類 100 kg ☐ () kg ☐ () kg ☐ () kg	☐ 紙くず ☐ 木くず ☐ 繊維くず ☐ がれき類 ☐ () 産業廃棄物を搬入する場合は、1枚の 廃棄物管理票に1種類のみ記載してくだ さい。 総 量 kg 指定処理施設の名称及び搬入日
総 量 170 kg	
(性状及び形状)	
処 ☒ 焼却 ☐ 埋立	
分 ☐ ()	

廃棄物管理票の流れ（許可業者に委託する場合）



IV 一般廃棄物処理業許可制度

1 許可の種類

一般廃棄物処理業の許可の種類は、次のとおりです。

(1) 一般廃棄物収集運搬業

一般廃棄物を収集運搬するために必要な許可です。

(2) 一般廃棄物処分業

一般廃棄物を中間処理又は最終処分するために必要な許可です。

2 許可の取得（法第7条第1項、第6項）

川崎市内において一般廃棄物の処理業を行おうとするときは、市長の許可を受ける必要があります。ただし、次の場合は許可を受ける必要はありません。

(1) 排出事業者がその一般廃棄物を自ら運搬又は処分するとき。

(2) 専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、くず鉄等、あきびん類及び古繊維）を専門に取り扱っている者が、これらの廃棄物のみの収集運搬又は処分を行うとき。

3 許可申請の種類

(1) 新規許可申請（法第7条第1項、第6項）

新たに一般廃棄物（事業所から発生するものに限る。）の処理業の許可を取得するために必要な申請です。なお、次の場合にも新規許可申請を行う必要があります。

ア 現在有している処理業の種類以外の許可を取得するとき。

〔例〕収集運搬業者が新たに処分業の許可を取得するとき。

イ 経営形態を変更するとき。

（ア）個人業者が配偶者、子、兄弟等に事業を継続させるとき。

（イ）個人業者が法人業者に変更するとき。

（ウ）これまでの法人を廃止して新たに法人を新設するとき

※ 有限会社 → 株式会社のような変更は、変更届出となります。

ウ 更新申請の手続をしないで、許可の有効期間が満了した後に申請をするとき。

(2) 許可の更新申請（法第7条第2項、第7項）

政令では、許可の期限は「2年」と定められており、許可期限後も引き続き業を行う場合に必要な申請です。

許可の更新申請の手続は、許可の有効期限の2ヶ月前から受付いたしますので、おそくとも1ヶ月前までに申請を行ってください。ただし、積替え又は保管を行う収集運搬業及び処分業については、別途協議してください。

※ 許可の更新申請に当たっては、本市が毎年実施する講習会を受講していることが必要です。

(3) 変更許可申請（法第7条の2第1項）

次のように、同一の処理業の許可の範囲内で、事業の範囲の変更をする場合に必要な申請です。

ア 収集運搬業

「積替え又は保管を除く。」から「積替え又は保管を含む。」、また、一時的に多量に排出される家庭系廃棄物（以下「一時多量ごみ」という。）の取扱いの追加など事業の範囲を変更する場合

イ 処分業

既設の処理方式に、異なる処理方式の処理施設を追加する場合

4 許可申請手数料

許可申請が受け付けられたときに、次のとおり許可申請手数料を納入していただきます。なお、納入された手数料の返還はできません。

種 類	区 分	
	一般廃棄物収集運搬業	一般廃棄物処分業
新規許可	10,000円	10,000円
許可の更新	10,000円	10,000円
変更許可	10,000円	10,000円

5 収集運搬業許可の基準（法第7条第5項第1号、第2号、第3号）

収集運搬業者の許可の基準は、次のとおりです。

- (1) 市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- (2) 申請内容が川崎市一般廃棄物処理計画に適合*するものであること。

※一時多量ごみを取り扱う場合は、「本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を直近2年以上継続して有し、本市処理施設への搬入実績があること」

- (3) 施設に係る基準は、規則第2条の2第1号のほか、次のとおりとする。

ア 運搬車を2車以上保有すること。

イ 申請者は市内に住所を有するもの（法人にあっては、市内に事務所又は営業所を有するもの）であること。ただし、食品循環資源の再生利用等、市の指定処理施設以外で再生利用を目的とした処理を行う事が適当であると認められた一般廃棄物、又は実験動物の死体等、市の指定処理施設以外で処理を行うことが必要と認められた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合は、この限りでない。

- (4) 申請者の能力に係る基準

ア 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有する基準として、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 川崎市主催の一般廃棄物処理業者講習を受講していること。

(イ) 上記（ア）の修了者に付いては、申請者が法人である場合には、代表者若し

くはその業務を行う役員、又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者、申請者が個人である場合には、当該者又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者であること。

ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

(ウ) 業務に従事するものは3人以上とし、事務所には常に連絡が取れるための人員を配置すること。

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

ウ 一時多量ごみを取り扱う場合は、直近2年において、一般廃棄物処理手数料延滞に係る督促状の送付を受けたことがないこと、又は督促状の送付を受けた場合であっても期限内に納付していること。

6 処分業許可の基準（法第7条第10項第1号、第2号、第3号）

処分業者の許可の基準は、次のとおりです。

- (1) 市による一般廃棄物の処分が困難であること。
- (2) 申請内容が川崎市一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- (3) 施設に係る基準は、規則第2条の4第1号のほか、次のとおりとする。

ア 次のいずれかに該当する処理施設を有していること。

(ア) 再資源化のための処理施設であり、次のいずれかに該当すること。

a 再生施設

b 法第15条の3の3第1項の認定を受けた者が設置している当該認定に係る熱回収施設であって、次のいずれにも該当する焼却施設

(a) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の許可を受けているもの
又は法第15条の2の5に規定する届出がなされたもの

(b) 木くずに係る法第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業の許可を有している者が設置している当該許可に係るもの

(イ) 事業系一般廃棄物（焼却対象物）の施設搬入に関する取扱要綱第10条に規定する「事業系一般廃棄物の受入基準」に適合させることを目的とした減量化・減容化を図るための処理施設

イ 原則として、移動式の施設でないこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合はこの限りではない。

(ア) 処分を行う場所が、当該一般廃棄物の排出事業場内であること。

(イ) 当該一般廃棄物を、固定式の処分を行う施設へ運搬し、処分するより、排出事業場内で処分を行うことが、明らかに合理的であると認められること。

(ウ) 一般廃棄物を排出事業所内で処分を行うことが、環境保全上安全であること。

(4) 申請者の能力に係る基準

ア 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有する基準として、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 川崎市主催の一般廃棄物処理業者講習を受講していること。

(イ) 上記（ア）の修了者に付いては、申請者が法人である場合には、代表者若しくはその業務を行う役員、又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表

者、申請者が個人である場合には、当該者又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者であること。

ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

イ 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること

7 欠格要件（法第7条第5項第4号イからル）

代表者及び役員等（注）が次に掲げるいずれにも該当しないことが必要です。

（注）役員には監査役又は監事を含みます。また、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含みます。

（参考）法第7条第5項第4号イからル

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のい

ずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

法第7条第5項第4号ニの生活環境の保全を目的とする法律

1 大気汚染防止法 2 騒音規制法 3 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
4 水質汚濁防止法 5 悪臭防止法 6 振動規制法 7 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 8 ダイオキシン類対策特別措置法 9 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルの政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- 1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 2 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

8 業務全般に関する禁止事項

一般廃棄物処理業を行うに当たっては、下記の事項を遵守すること。

ア 再委託の禁止（法第7条第14項）

一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならないこと。

イ 名義貸しの禁止（法第7条の5）

自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならないこと。

9 収集運搬車に関する基準

一般廃棄物処理業を行うに当たっては、次の事項を遵守してください。

- （1）収集運搬車に関する基準（「川崎市一般廃棄物処理業に係る行政指導指針」別紙3）

- ア 運搬車は自己所有又は使用者名義を有するものとする。
- イ 運搬車の少なくとも1車以上は、市内の駐車場に駐車させること。
- ウ 運搬車は川崎陸運事務所の管轄とする。
- エ 運搬車は一般廃棄物収集運搬の専用車とし、他の目的と混用しないこと。また、本市の区域内で発生した廃棄物の収集運搬専用車とすること。
- オ 運搬車の色は、ライトグリーン（（一社）日本塗料工業会標準見本帳マンセル値5 G 5／10、色票番号A 4 5－5 0 T（近似））とする。
- カ 運搬車1台当たり、平均月20トン以上の収集量を確保すること。
- キ 運搬車の左右のドア及び後部に「一般廃棄物処理業 川崎市許可第〇〇〇〇号」並びに左右の荷箱（ボディ）に白色で許可業者名の表示をすること。なお、字の大きさ及び配置等については、「車両表示仕様書」（P 1 8）のとおりとする。
- ク 運搬車は常に整備するとともに、清潔な状態に保つこと。
- ケ 一時多量ごみの取扱いを行う場合は、荷箱の高さが1.28m以上^{※1}であるほか粗大ごみ等の運搬に適し、かつ指定処理施設に搬入する際に支障が生じない運搬車を保有すること^{※2}。

※1 荷箱の「高さ」とは「内寸」のことです。

※2 ダンプアップが可能であり、車両寸法が全長6.5m以内、全幅2.2m以内、全高2.7m以内である運搬車を1台以上保有することが必要ですが、搬入に関しては普通ごみのみを積載する場合には、その他の許可車両でも行う事が可能です（一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱第13条4号）。

（2）特例事項

- ア 食品循環資源の再生利用等、市の指定処理施設以外で再生利用を目的とした処理を行う事が適当であると認められた一般廃棄物、又は実験動物の死体等、市の指定処理施設以外で処理を行うことが必要と認められた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合は、（1）イからカの規定を適用しない。
- イ アに掲げる一般廃棄物のみの収集又は運搬を行う運搬車については、（1）キで定める表示の他に当該一般廃棄物に係る表示を行うものとする。

【例】 食品循環資源運搬車

<自治体間協議>（政令第4条第9号イ）

上記（2）アの一般廃棄物（実験動物の死体は除く）を収集運搬し、他都市の処理施設で処分（再生を含む）する場合は、自治体間協議が必要な場合がありますので、担当あてご相談ください。

（担当：廃棄物政策担当 電話 044-200-2558）

10 事前協議

積替え又は保管を行う収集運搬業及び処分業の許可申請に当たっては、事前協議を行うものとします。

車両表示仕様書

- 1 文字の色は、白色とします。
- 2 字体は、丸ゴシックとします。
- 3 文字の大きさ及び配置は、右のとおりとします。
- 4 車体の色は、ライトグリーン(一社)日本塗料工業会標準見本帳
マンセル値 5G5/10、色票番号 A45-50T (近似) とします。

表示文字の大きさ

	中・小型車	大型車
ドア部	縦 6 cm	縦 7 cm
	横 5 cm	縦 6 cm
後 部	縦 9 cm	縦 14 cm
	横 7 cm	横 12 cm

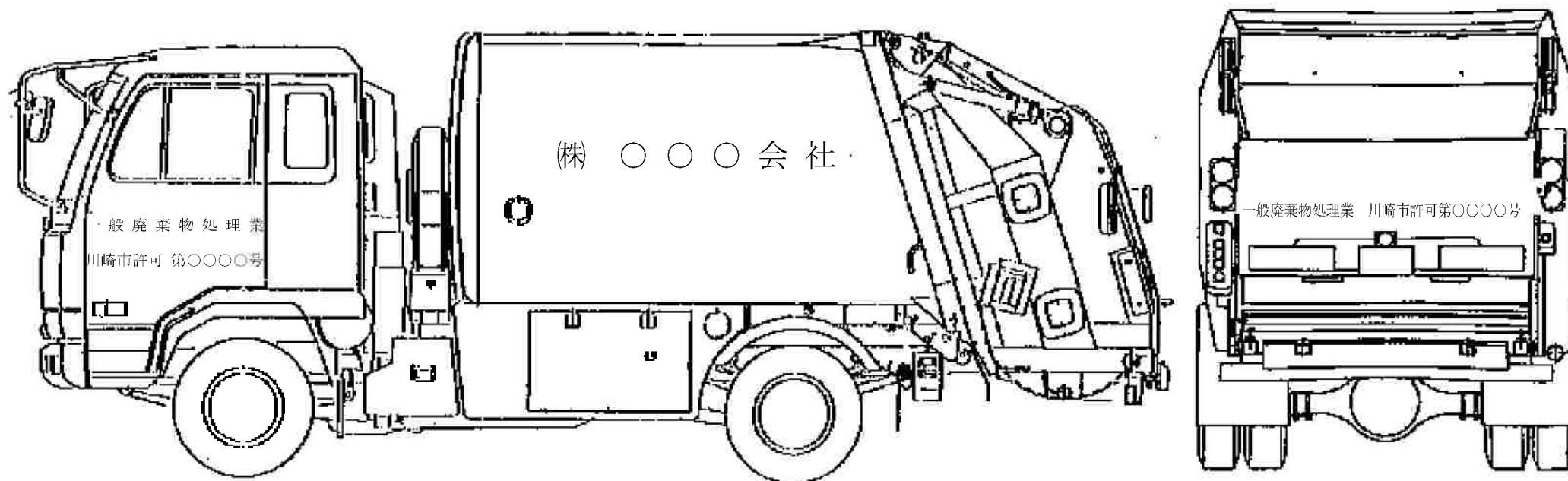
* 文字はバランスよく配置すること

ドア表示 (2 段書き)

一般廃棄物処理業
川崎市許可 第〇〇〇〇号

後部表示 (1 段書き)

一般廃棄物処理業 川崎市許可第〇〇〇〇号



1 1 営業区域

許可業者の収集および運搬が可能な区域は川崎市内に限ります。ただし、事前相談によって、他の自治体での処理が適当であると認められた廃棄物を運搬する場合にあってはこの限りではありません。

1 2 審査手続

(1) 申請書受付

申請に係る書類審査を行い、不足又は不備な書類がないことを確認して申請を受け付けます。

(2) 面接又は立入検査

新規又は変更許可の申請に当たっては、申請を受け付けた後に、施設（運搬車等）に係る基準、申請者の能力に係る基準、経理的基礎、欠格要件等についての確認をするため、個人の場合は申請者本人と、法人の場合は代表者又は役員の方との面接又は立入検査を行います。

(3) 総合審査

上記の面接又は立入検査の結果を踏まえて、最終的に申請者が許可の基準に適合しているか否かを総合的に審査します。

(4) 許可証交付

総合審査の結果、許可の基準に適合している場合には、許可証を交付します。

1 3 標準処理期間

申請の受付から許可証交付までに必要な期間は、概ね70日間です。ただし、積替え又は保管を含む収集運搬業及び処分業など、本市の行政指導で事前協議を必要とする場合には、事前協議に要する期間及び施設の建設に要する期間は、70日間には含まれません。

1 4 講習会の受講

一般廃棄物処理業者が業を的確に、かつ、継続して行うために必要な知識及び技能を習得することを目的として、本市主催による講習会を開催します。

個人の場合は申請者本人が、法人の場合は代表者又は役員の方が必ず受講してください。

1 5 施設搬入申請の手続

廃棄物を本市の指定処理施設に搬入するには、必ず搬入申請の手続を行ってください。

（担当：処理計画課 電話 044-200-2589）

なお、搬入申請（増車、搬入施設変更等の変更申請を含む。）の受理から承認書交付まで、概ね1週間必要です。

V 許可取得後の諸手続等

1 廃止、変更の手続（法第7条の2第3項、細則第6条、第7条）

許可業者は、その業を廃止（一部廃止を含む。）したり、住所や運搬車を変更したときは、廃止又は変更の日から10日以内に廃止・変更届出書を市長に提出しなければなりません。

※ 最新の廃止・変更届出書、欠格要件該当届出書及び添付書類の様式は、資料にあります。ホームページにも掲載しておりますので、必ず最新の様式を用いてください。

（1）廃止届出書の提出

次の事項が生じたときは、廃止届出書に現在持っている許可証を添付して提出してください。

- ア 一般廃棄物処理業を廃止したとき。
- イ 許可を受けた事業の範囲の一部を廃止したとき。
- ウ 現在の許可を廃止し、新たな許可を受けるとき。

（2）変更届出書の提出

次の事項に変更が生じたときは、変更届出書を提出してください。

- ア 住所
- イ 氏名又は名称
- ウ 法定代理人、役員及び政令で定める使用人
- エ 事務所及び事業場の所在地
- オ 事業の用に供する施設（運搬車、運搬容器、駐車施設等）並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

※ 上記ア及びイは、許可証の記載事項が変わるため、許可証の書き換え交付を行います。

（3）欠格要件該当届の手続き（法第7条の2第4項、細則第7条の2第1項）

許可業者は、欠格要件に該当するに至ったときは、該当した日から2週間以内に、その旨を市町村長又は都道府県知事に届け出なければなりません。

欠格要件該当届に記載する事項は、次のとおりとなります。

- ア 氏名又は名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名
- イ 許可の年月日及び許可番号
- ウ 該当するに至った欠格要件及びその内容
- エ 欠格要件に該当するに至った年月日

2 許可証の再交付（細則第9条）

許可業者は、交付された許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、許可証の再交付の申請をしなければなりません。

再交付申請の様式は、細則により定まっておりますので、その様式を使用してください。様式については別途お渡ししますので必要な場合はお申し出ください。

また、許可証再交付の申請は、手数料5000円が必要です。

なお、許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見した時は、直ちに当該許可

証を返還してください。

3 許可証の返還（細則第10条）

許可業者は、次の事項に該当したときは、速やかに許可証を返還しなければなりません。

- (1) 許可の期限が満了し、その効力が失われたとき。
- (2) 許可が取り消されたとき。
- (3) 一般廃棄物処理業の全部を廃止したとき。
- (4) 許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したとき。
- (5) 事業の一部廃止届又は許可証の書換えを伴う変更届を提出し、新たな許可証の交付を受けたとき。

4 帳簿及び記録の保存（法第7条15項、第16項、細則第11条）

許可業者は、一般廃棄物処理業に関し、次の表の事項を記載した帳簿を事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における記載を終了させなければなりません。

なお、この帳簿は、一般廃棄物の処理に関して報告を求められた場合や、特に後述する実績報告書の提出に当たっての基礎となるものなので、正確に記録しておくことが必要です。（実績がない場合でも帳簿は備えておく必要があります。）

帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間、事業場ごとの保存が義務付けられています。

業の区分	帳 簿 の 記 載 事 項
収集又は運搬	1 収集又は運搬年月日 2 収集区域又は受入先ごとの量 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
処 分	1 受入又は処分年月日 2 受け入れた場合には、受入先ごとの量 3 処分した場合には、処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

5 実績報告の徴収（法第18条、細則第12条）

許可業者は、一般廃棄物の収集運搬又は処分に関する前々月の実績について、毎月10日までに一般廃棄物収集運搬業実績報告書、一時多量ごみ収集運搬業実績報告書又は一般廃棄物処分業実績報告書により報告しなければなりません。

※ 報告書様式は、資料にあります。（P38～45参照）

6 新規・廃止契約状況報告の徴収（法第18条）

許可業者は、事業系一般廃棄物の収集運搬又は処分に関する前月の契約状況について、毎月15日までに新規及び廃止契約状況報告書により報告しなければなりません。

※ 報告書の様式は、資料にあります。（P46～47参照）

（担当：減量推進課 電話 044-200-2568）

VI 行政指導・処分等

1 報告の徴収（法第18条第1項）

市長は、法の施行に必要な限度において、一般廃棄物処理業者に対し、一般廃棄物の処理及び一般廃棄物処理施設の構造及び維持管理に関し、必要な報告を求めることができます。

2 立入検査（法第19条第1項）

環境衛生指導員その他の市の職員は、法の施行に必要な限度において、一般廃棄物処理業者の事務所、事業場や一般廃棄物処理施設のある土地又は建物に立ち入り、一般廃棄物の処理及び一般廃棄物処理施設の維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査することができます。

3 不利益処分

（1）改善命令（法第19条の3）

一般廃棄物処理基準が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合、当該一般廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、市長は、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者に対し、期限を定めて、当該保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命じることができます。

（2）措置命令（法第19条の4）

一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市長は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講ずべきことを命じることができます。

（3）事業の停止等（法第7条の3）

市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

ア 法若しくは法に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」といいます。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

イ その者の事業の用に供する施設又はその者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。

ウ 法第7条第11項の規定により、当該許可に付した条件に違反したとき。

（4）許可の取消し（法第7条の4）

市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、その許可を取り消すことがあります。

ア 法第7条第5項第4号ハ若しくはニ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又

は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。

イ 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ 第7条第5項第4号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。)

オ (3)アに該当し、情状が特に重いとき、又は法第7条の3の規定による処分に違反したとき。

カ (3)イ又は(3)ウのいずれかに該当するとき。

(5) 異議申立て

法に基づく許可に関する処分及び上記(1)から(4)までの処分について不服があるときは、その処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

(6) 聴聞等

許可の取消し等の行政処分を行おうとするときは、市長は、あらかじめ行政処分を受けるべき者にその理由を通知し、聴聞又は弁明の機会を与えることになっています。

4 罰則（法第25条～32条）

一般廃棄物処理業者が廃棄物の処理について法に違反した場合、次に掲げる罰則が適用されます。

（1）5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科（法第25条）

委託基準違反	法第6条の2第6項	無許可業者に一般廃棄物の処理を委託したもの
無許可営業	法第7条第1項	無許可による一般廃棄物の収集運搬
	法第7条第6項	無許可による一般廃棄物の処分
無許可変更	法第7条の2第1項	無許可による一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更
事業停止命令違反	法第7条の3	法又は法に基づく処分に違反した一般廃棄物処理業者の事業停止命令違反
名義貸しの禁止違反	法第7条の5	一般廃棄物処理業にかかる名義貸しの禁止違反
投棄禁止違反	法第16条	廃棄物の投棄禁止違反
焼却禁止違反	法第16条の2	廃棄物の焼却禁止違反
措置命令違反	法第19条の4第1項	生活環境保全上の措置命令違反
不正な手段による許可の取得	法第7条第1項 法第7条第6項	不正な手段による一般廃棄物処理業許可の取得
事業停止命令違反	法第7条の3第6項	法又は法の処分に違反した一般廃棄物処理業者の事業停止命令等の違反

（2）3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はこの併科（法第26条）

委託基準違反	法第6条の2第6項	無許可業者に一般廃棄物の処理を委託したもの
再委託禁止違反	法第7条第14項	一般廃棄物処理業者の再委託禁止違反
改善命令違反	法第19条の3	一般廃棄物処理業者が改善命令に従わない場合
投棄、焼却禁止違反	法第16条 法第16条の2	投棄又は焼却の目的で一般廃棄物を収集又は運搬すること

(3) 6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（法第29条）

欠格要件該当届出義務違反	法第7条の2第4項	欠格要件に該当した業者が届出をせず、又は虚偽の届出をすること
--------------	-----------	--------------------------------

(4) 30万円以下の罰金（法第30条）

帳簿備付け保存等義務違反	法第7条第15項 法第7条第16項	一般廃棄物処理業者が帳簿を備えず、記載保存せず、又は虚偽の記載をすること。
廃止変更届出義務違反	法第7条の2第3項	業務の廃止又は変更の届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
報告義務違反	法第18条	求められた報告をせず、又は虚偽の報告をすること。
立入検査拒否妨害忌避	法第19条第1項	市の職員が行う立入検査を拒み、妨げ、又は忌避すること。

(5) 両罰規定（法第32条）

法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- ア 第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項 → 3億円以下の罰金刑
- イ 第25条第1項（前号を除く。）、第26条、第27条、第28条2号、第29条又は第30条 → 各本条の罰金刑

[付 録]

I 変更届様式集

- 1 一般廃棄物処理業廃止・変更届出書（第6号様式）
- 2 運搬車両一覧表（要領様式第11号）
- 3 運搬車（写真貼り付け台紙）（要領様式第15号）
- 4 運搬容器（写真貼り付け台紙）（要領様式第16号）
- 5 駐車施設の案内図（要領様式第17号）
- 6 事務所及び事業所案内図（要領様式第21号）
- 7 誓約書（要領様式第22号）
- 8 一般廃棄物処理業者の欠格要件に係る届出書（第6号様式の2）

II 実績報告書様式

- 1 一般廃棄物収集運搬業実績報告書（第8号様式）
- 2 一時多量ごみ収集運搬業実績報告書（第9号様式の2）
- 3 一般廃棄物処分業実績報告書（第9号様式）

III 契約状況報告書

- 1 新規契約状況報告書
- 2 廃止契約状況報告書

（注）申請にあたっては、掲載している様式を使用してください。
様式を変更した場合は、受付できませんのでご注意ください。

一般廃棄物処理業変更届出書の添付書類について

変更事項	添付書類
1 個人の氏名	(1) 住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。外国人にあっては住民基本台帳法に規定する国籍の記載のあるものに限る。以下本表中において同じ。） (2) 登記されていないことの証明書等の省令第2条の2の2に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類※ (3) 誓約書（要領様式第22号） (4) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
2 個人の住所	(1) 住民票の写し（移転でない場合は、住居表示証明等の従前住所及び現住所が確認できる証明書） (2) 本社、主たる事務所、事業場の案内図（要領様式第21号） (3) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
3 法人の名称	(1) 定款又は寄付行為 (2) 登記事項証明書（名称を変更したことが確認できるものに限る。） (3) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
4 法人の本店住所	(1) 登記事項証明書（移転でない場合は、登記事項証明書又は住居表示証明等の従前住所及び現住所が確認できる証明書） (2) 本社、主たる事務所、事業場の案内図（要領様式第21号） (3) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
5 事務所及び事業場の所在地	(1) 本社、主たる事務所、事業場の案内図（要領様式第21号） (2) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
6 法人の役員、政令使用人及び法定代理人並びにその者の氏名	(1) 登記事項証明書（就任、退任日等が確認できるものに限る。） (2) 登記事項証明書に記載のない者については、就任又は退任の記載のある議事録の写し等 (3) 政令使用人については、組織図 (4) 住民票の写し（従前から引き続きの者は除く。） (5) 登記されていないことの証明書等の省令第2条の2の2に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類※（従前から引き続き役員の者は除く。） (6) 誓約書（要領様式第22号）（従前から引き続きの者は除く。） (7) 役員新旧一覧表（要領様式第30号）（新任の役員の方にはふりがなを記載） (8) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し

事業の用に供する施設	7 運搬車両	(1) 運搬車両一覧表（要領様式第11号） (2) 自動車検査証の写し（新たに届出する車両に限る。） (3) 車両の写真（要領様式第15号）（新たに届出する車両に限る。） (4) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
	8 駐車施設	(1) 車庫の案内図及び配置図（要領様式第17号） (2) 自らの所有地の場合は、土地の登記事項証明書。それ以外の場合は賃貸借契約書の写し等使用権原が確認できる書類 (3) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
	9 上記以外の事業の用に供する施設	(1) 事業用地内の配置図 (2) 変更した施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書等 (3) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し (4) その他市長が必要と認める書類
8	処理概要(市の指定処理施設に搬入しない廃棄物を取り扱う場合)	(1) [処理概要書]（要領様式第14号） (2) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し (3) その他市長が必要と認める書類

一般廃棄物処理業廃止届及び欠格要件該当届添付書類

届出事項	添付書類
1 廃止届	(1) 当該一般廃棄物処理業の許可証
2 欠格要件該当届出	(1) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し

廃止しようとする業の許可証を亡失（文字が判読できない程度に損傷し、又は、汚損した場合を含む。）した場合は、当該許可証に代えて、届出者が個人の場合は住民票の写し及び印鑑証明書、法人の場合は登記事項証明書及び印鑑登録証明書をもって代えることが出来ます。

※ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当するおそれがある場合は御相談ください。

注)

- 1 変更届出書に係る書類は、正・副2部作成し、提出してください。
郵送でも受け付けますが、必ず副本1部の返送用封筒(宛先を記入し、切手を貼ったもの)又はレターパック(宛先を記入したもの)を同封してください。
- 2 添付書類のうち、住民票、法人の登記事項証明書及び登記されていないことの証明書等は、発行後3か月以内のもの、土地の登記事項証明書は発行後6か月以内のものがが必要です。
- 3 副本は、受付印を押してお返ししますので、大切に保管してください。
- 4 住所、氏名又は名称及び代表者の変更の場合などは、許可証を書換えます。なお、許可証の書換えには2～4週間かかります。

新しい許可証は郵送もできますので、ご希望の方はA4版の入る返信用封筒に簡易書留料金+定形外郵便料金分の切手を貼り（レターパックプラスでも可）、宛先を記入して持参又は同封してください。（変更届を郵送で提出される場合、副本返送用と許可証郵送用の封筒は別にご用意ください。）また、行政書士あての場合は許可証を受領するための委任状が必要です。

【送付先】 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 環境局廃棄物指導課 処理業許可係 宛

第 6 号様式

廃止 一般廃棄物処理業 届出書 変更 年 月 日 (宛先) 川 崎 市 長 届出者 郵便番号 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号 FAX 番号 年 月 日付け第 号で許可を受けた一般廃棄物処理 業に係る次の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 変更 の2第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容		
廃止又は変更の理由		
添付書類及び図面	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「省令」という。)第2条の6第1項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあっては住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のあるものに限るものとする。2において同じ。)及び省令第2条の2の2に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人にあってはその定款又は寄附行為及び登記事項証明書 2 省令第2条の6第1項第2号イからハまでに掲げる事項の変更の場合には、当該変更に係る者がそれぞれ法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面並びに当該変更に係る者の住民票の写し及び省令第2条の2の2に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び省令第2条の2の2に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類) 3 省令第2条の6第1項第3号に掲げる事項又は住所(事務所又は事業場の所在地である場合に限る。)の変更の場合には、変更後の事務所又は事業場の案内図 4 一般廃棄物収集運搬業者に係る省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第4条第1項第2号及び第3号に規定する書類及び図面 5 一般廃棄物処分業者に係る省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第4条第2項第2号及び第3号に規定する書類及び図面	
備考 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出してください。		

(要領様式第11号)

運搬車一覧表

NO	車体の形状	最大積載量 kg	自動車登録番号		使用者の氏名又は名称	有効期間 満了日	付帯設備	駐車場	新規・継続等
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

(注1) 「車体の形状」「最大積載量」「自動車登録番号」「使用者の氏名又は名称」「有効期間満了日」欄は、自動車検査証に記載されているとおり記入してください。

なお、「使用者の氏名又は名称」欄は、自動車検査証の使用者「***」の場合は、所有者の氏名又は名称を記入してください。

(注2) 「付帯設備」欄は、クレーン設備、保冷設備等がある場合に記入してください。

(要領様式第15号)

運搬車（写真貼り付け台紙）

自動車登録番号	川崎〇〇〇 △ 〇〇〇〇	当該運搬車で 運搬する一般 廃棄物
斜 め 前 方	写真1 斜め前方からナンバープレート、車両の右側（又は左側）のドア部に「一般廃棄物処理業 川崎市許可 第〇〇〇〇号」及び右側（又は左側）の荷箱（ボディ）に許可業者名が分かるように撮影してください。 	普通ごみ
斜 め 後 方	写真2 前側とは対角の位置で、斜め後方からナンバープレート、車両の左側（又は右側）のドア部に「一般廃棄物処理業 川崎市許可第〇〇〇〇号」及び左側（又は右側）の荷箱（ボディ）に許可業者名が分かるように撮影してください。 なお、ナンバープレートやドア部の表示が判別できない場合は、別途撮影したものや表示等を拡大したものを提出してください。 	

写真の撮り方は、斜め前及び斜め後ろの対角の位置で撮影し、車両の全景が写るようにしてください。また、ナンバープレートが明確に判別できるようにしてください。

(要領様式第16号)

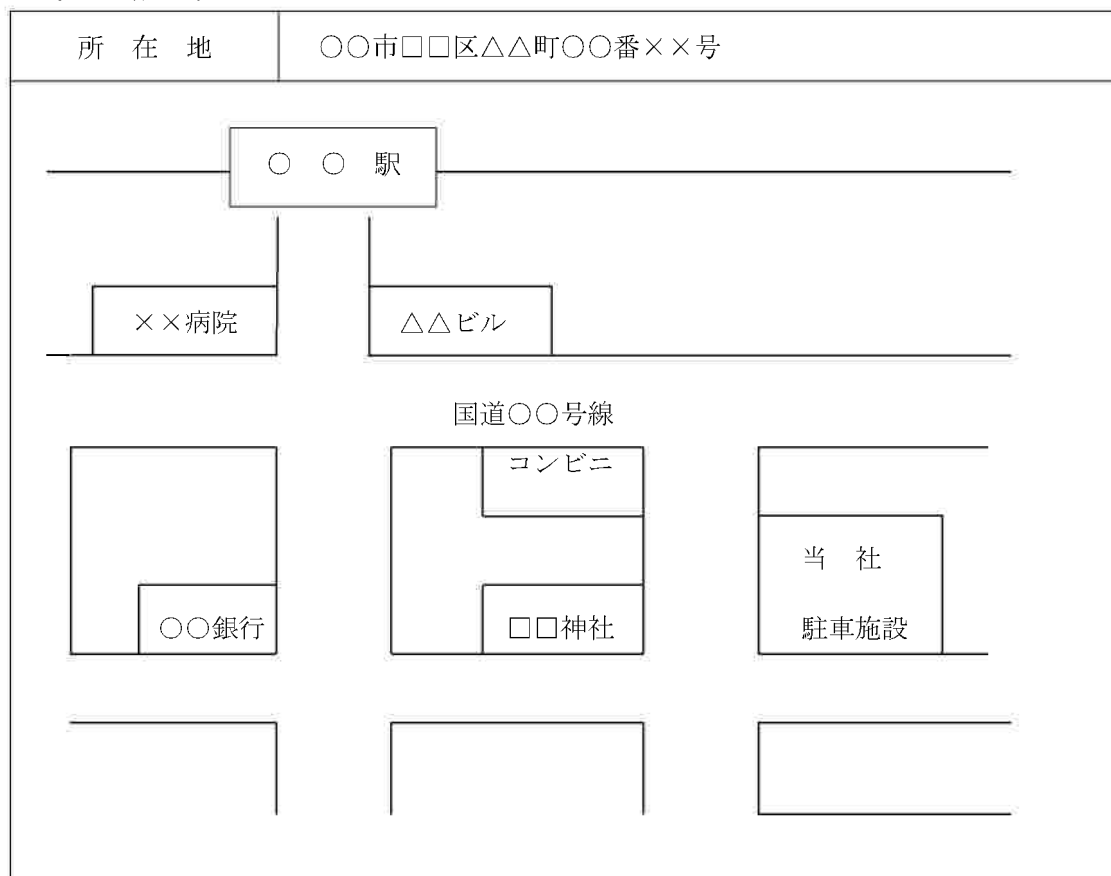
運搬容器 (写真貼り付け台紙)

種 類	コンテナ容器	当該運搬容器で 運搬する一般廃 棄物 普通ごみ 一時多量ごみ
写 真	運搬容器の写真を貼ってください。  ※上の写真は例であり、一時多量ごみの要件（荷箱の高さ（内寸）1.28m以上）を満たした容器ではありません。	

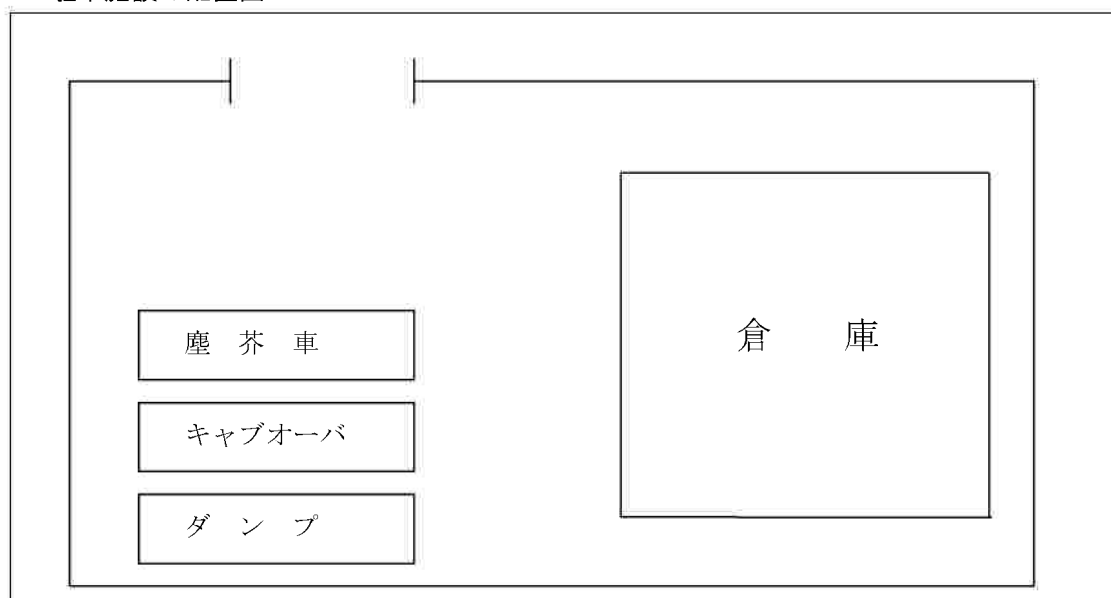
種 類	ドラム缶	当該運搬容器で 運搬する一般廃 棄物 普通ごみ
写 真	運搬容器の写真を貼ってください。 	

(要領様式第17号)

駐車施設の案内図

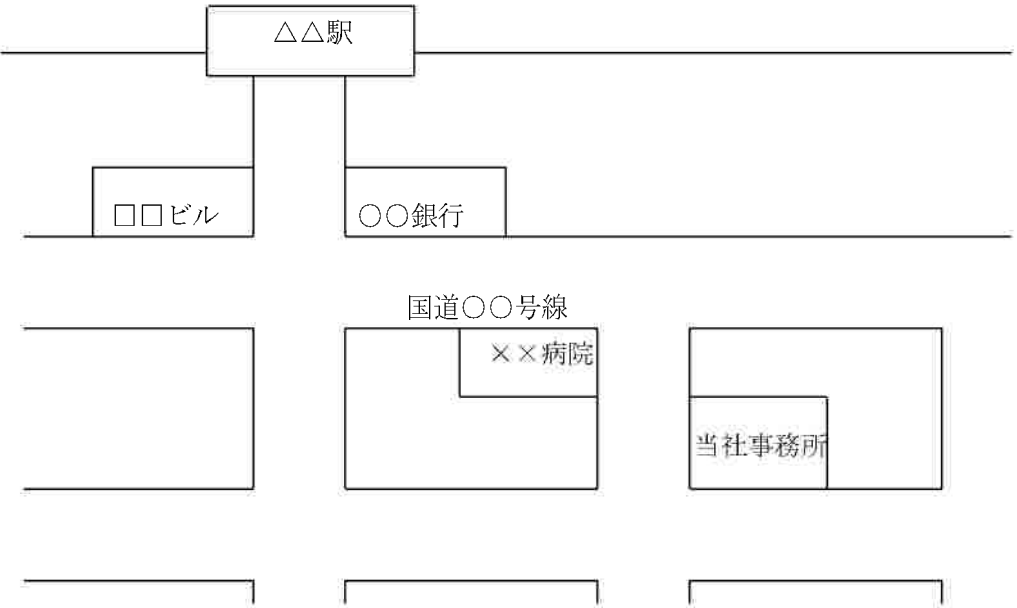
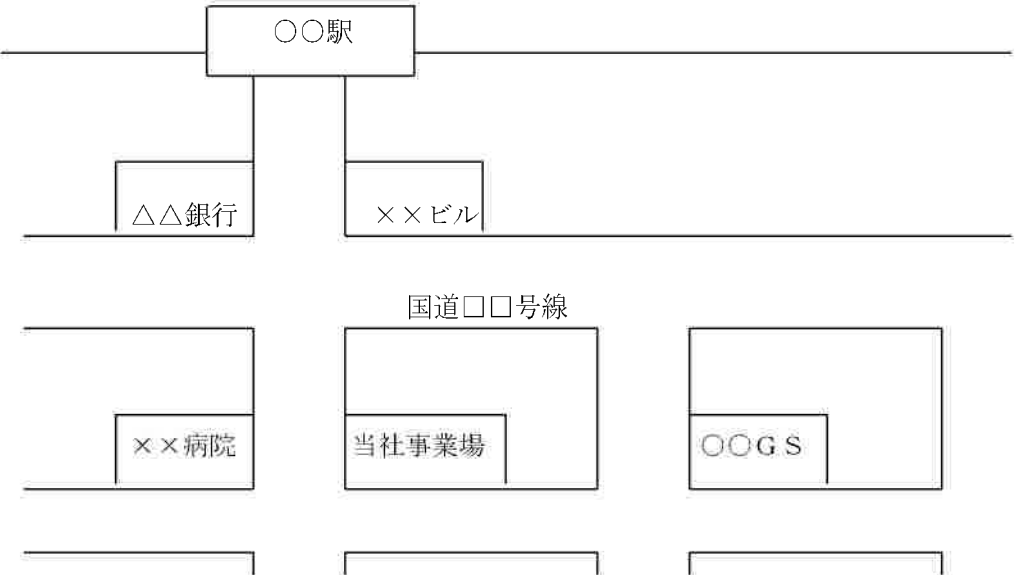


駐車施設の配置図



(要領様式第 2 1 号)

事務所及び事業場案内図

事務所	所在地	〇〇市□□区△△町××番〇〇号
		
事業場	所在地	××市△△区□□町〇〇番××号
		

(要領様式第 2 2 号)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからルに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申請者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

役員新旧一覽表

新 役 員

	役 職 名	氏 名
	就 任 日	
1	年 月 日	
2	年 月 日	
3	年 月 日	
4	年 月 日	
5	年 月 日	
6	年 月 日	
7	年 月 日	
8	年 月 日	
9	年 月 日	
10	年 月 日	
11	年 月 日	
12	年 月 日	

旧 役 員

	役 職 名	氏 名
	退 任 日	
1	年 月 日	
2	年 月 日	
3	年 月 日	
4	年 月 日	
5	年 月 日	
6	年 月 日	
7	年 月 日	
8	年 月 日	
9	年 月 日	
10	年 月 日	
11	年 月 日	
12	年 月 日	

(注1) 新旧ともに、全員の役員を記載してください。

(注2) 「就任日」、「退任日」の欄は引き続き役員の方は空欄にしてください。

役員交代により産業廃棄物処理業の講習会の修了者がいなくなる場合は、早急に講習会を受講するようにしてください。

第6号様式の2

一般廃棄物処理業者の欠格要件に係る届出書

年 月 日

(宛先)川崎市長

届出者

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

FAX番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項又は第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
該 当 す る (お そ れ が あ る) に 至 っ た 欠 格 要 件	
欠 格 要 件 に 該 当 す る に 至 っ た 具 体 的 事 由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

備考 「該当する（おそれがある）に至った欠格要件」の欄は、法第7条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記入してください。また、同欄は、法第7条第5項第4号イに該当するおそれがあるものとして環境省令第2条の2の2で定める者に該当するに至った場合はその旨を記入し、この場合には、「欠格要件に該当するに至った具体的事由」及び「欠格要件に該当するに至った年月日」の欄は記入不要です。

一般廃棄物収集運搬業実績報告書（ 年 月分）

年 月 日

（宛先） 川崎市長

許 可 番 号			

報告者
郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号
FAX 番号

年 月分の一般廃棄物（一時多量ごみを除く。）の収集運搬実績について、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

38

事業所 番 号	排 出 事 業 所		廃棄物の 種 類	処 理 量		処 分 量 (kg/月)				再 生 利 用 等 (kg/月)		
	事業所名	住 所		月 量 (k g)	日 量 (k g)	川崎市施設	そ の 他 の 施 設			資源物の 種 類	再生量	搬入先
		電 話				焼 却	焼却	埋立	その他			

備考 この報告書は、前々月に収集運搬した一般廃棄物（一時多量ごみを除く。）の量を記載して毎月 1 0 日までに提出してください。

一般廃棄物収集運搬業実績報告書（ 年 月分）〔記入例・紙〕

年 月 日

（宛先） 川崎市長

許 可 番 号			

報告者
郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号
FAX 番号

年 月分の一般廃棄物（一時多量ごみを除く。）の収集運搬実績について、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

事業所 番 号	排 出 事 業 所		廃棄物の 種 類	処 理 量		処 分 量 (kg/月)				再生利用等 (kg/月)		
	事業所名	住 所		月 量 (k g)	日 量 (k g)	川崎市施設 焼 却	そ の 他 の 施 設			資源物の 種 類	再生量	搬入先
		電 話					焼却	埋立	その他			
39	(株)かわさき	川崎区宮本町 1 (2 0 0) 2 1 1 1	普通ごみ	6,000	200	5,000 (500 kg 以上)				古紙 缶、瓶	500 500	(株)〇〇紙業 (有)××産業
	(有)さいわい	幸区戸手本町 1-11-1 (5 5 6) 6 6 6 6	普通ごみ	3,000	100	2,000 (500 kg 以上)				古紙 缶、瓶	500 500	(株)〇〇紙業 (有)××産業
事業所番号欄には、排出者の多量・準多量認定番号を記入してください。	川崎区内事業者 (2 0 0)	事業者名、住所、電話番号は正確に記入してください。通知等の送付先になります。 500kg 以上の排出事業者は個別に記入し、500kg 未満の排出事業者は区別に合算し、事業者名に、「●●区内事業者(排出事業者数)」と記入してください。	普通ごみ	45,000	1,500	35,000				古紙 缶、瓶	7,000 3,000	(株)〇〇紙業 (有)××産業
	幸区内事業者 (1 5 0)		普通ごみ	24,000	800	19,000				古紙 缶、瓶	3,000 2,000	(株)〇〇紙業 (有)××産業
	中原区内事業者 (2 0 0)		普通ごみ	30,000	1,000	20,000	ペットボトル、発泡スチロールは産業廃棄物です。一般廃棄物処理業の処理実績とすると不適正処理になります。			古紙 缶、瓶	6,000 4,000	(株)〇〇紙業 (有)××産業
	合 計		普通ごみ	108,000		81,000				古紙 缶、瓶	17,000 10,000	(株)〇〇紙業 (有)××産業

備考 この報告書は、前々月に収集運搬した一般廃棄物（一時多量ごみを除く。）の量を記載して毎月 1 0 日までに提出してください。

一時多量ごみ収集運搬業実績報告書（ 年 月分）

年 月 日

（宛先） 川崎市長

許 可 番 号			

報告者
郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号
FAX 番号

年 月分の一時多量ごみの収集運搬実績について、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第12条第2項の規定により、次のとおり報告します。

一時多量ごみ 申込書の受付番号	排 出 場 所		収集運搬量 合計 (k g)	内 訳
	氏名	住 所 電 話		

備考 この報告書は、前々月に収集運搬した一時多量ごみの量を記載して毎月10日までに提出してください。

一時多量ごみ収集運搬業実績報告書（ 年 月分）【記入例】

年 月 日

（宛先） 川崎市長

許 可 番 号			

報告者
郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号
FAX 番号

年 月分の一時多量ごみの収集運搬実績について、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第12条第2項の規定により、次のとおり報告します。

一時多量ごみ 申込書の受付番号	排 出 場 所		収集運搬量 合計 (k g)	内 訳
	氏名	住 所 電 話		
1	川崎 太郎	川崎区宮本町1 (200) 2111	2000	普通ごみ(200kg)、棚(5個)、机(4個)、座椅子(10個)、照明器具(10個)、鏡台(2個)、カーペット(3個)、布団(6個)、ベッド(1個)、空き缶・ペットボトル(5kg)、空き瓶(10kg)、使用済み電池(1kg)、ミックスペーパー(1kg)、プラスチック製容器包装(1kg)、小物金属(2kg)

内訳の記載内容については、「一時多量ごみ申込書」の裏面「搬入する廃棄物」の欄を御参照ください。
廃棄物の種類ごとの重量等について、詳細な数値を出すのが難しい場合は、わかる範囲で記載をしてください。

備考 この報告書は、前々月に収集運搬した一時多量ごみの量を記載して毎月10日までに提出してください。

(表面)
一般廃棄物処分業実績報告書 (年 月分)

No. _____

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

許 可 番 号			

報告者
郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号
FAX 番号

年 月分の一般廃棄物の処分実績について、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

事 業 場 の 所 在 地		電 話 番 号						
一般廃棄物処理施設の種類	処分した一般廃棄物の種類と月間処理量 (単位 t ・ m ³)				処 分 後 の 一 般 廃 棄 物 の 処 分 量 (単 位 t ・ m ³)			
	A	A	A	A	種 類	排 出 量	処 理 方 法	処 分 量
合 計								

備考 1 この報告書は、前々月に処分した一般廃棄物の量を記載して毎月 10 日までに提出してください。
 2 処分した一般廃棄物の種類を A 欄に記入して、それぞれの種類ごとに毎月の処理量を記入してください。

(裏面)

一般廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は処分業者）				処 分			受 託 者				
	事業所番号 又は 許可番号	氏 名 又 は 名 称	受託量		処分方法	処分量	処分後量	許可番号	氏 名 又 は 名 称	委託内容	委託量	
	住 所				処分場所			住 所				

- 備考 1 この報告書は、前々月に処分した一般廃棄物の量を記載して毎月10日までに提出してください。単位はt又はm³で記載してください。
- 2 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があります。
なお、処分業者からの再委託である場合はその空欄に（再）と記載してください。
- 3 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、処分により生じた一般廃棄物の処分を委託した場合にあってはその空欄に（残）と、処分の再委託の場合は（再）と記載してください。

一般廃棄物収集運搬実績報告 入力例〔メール(Excel様式)〕

※処理量の単位はすべてkgです。

※新規にメール提出を希望される方は、廃棄物指導課にメールにてフォームを請求するか、市のHPからダウンロードしてください。
(アドレス:30haiki1@city.kawasaki.jp)

※ファイル名とメール件名に、許可番号・名称・何月分かを明記してください。

例) 許可番号: 0003 報告対象月: 10月分 の場合、ファイル名及びメール件名を「0003_10_一般廃棄物実績報告書(10月分)株式会社川崎」としてください。

行番号	認定番号	処理年月	業者コード	事業者名	郵便番号	住所	方書	所轄コード	行政区コード	電話番号
入	55	202010		大沼商事(株)	210-0802	川崎区大師駅前2-2-2	入	入	入	222-32xx
力	877	202010		島居工業(有)	214-0005	多摩区宿河原1-1-4	力	力	力	922-27xx
の				0180川崎区内事業者〇〇件		事業者名、住所、電話番号は正確に記入してください。 通知書の送付先になります。 また、住所は●●区から入力してください。	の	の	の	
必				0180幸区内事業者〇〇件			必	必	必	
要				0180中原区内事業者〇〇件			要	要	要	
は							は	は	は	
あ		※当該月を6ケタの数字で入力してください。		500kg以上の排出事業者は、個別に記入してください。			あ	あ	あ	
り							り	り	り	
ま							ま	ま	ま	
せ							せ	せ	せ	
ん							ん	ん	ん	
				※既に入っている番号は変更しないでください。間違いや変更があったときにはメールの本文に入力して提出して下さい。また、新規の排出事業者の場合は入力の必要はありません。		500kg以下の事業者は、区別に合算し、排出事業者名に、「●●区内事業者(事業者数)」と記入してください。 ※データ集計の都合上、最初に許可番号を付けてください。				
実績報告書を提出する際は、実績報告書の列の追加・削除等の加工は行わずに提出してください。										

廃棄物コード	施設焼却	新聞紙類	段ボール	その他紙類	厨芥	木くず	空缶	空瓶	他	その他焼却	再生	許可業者名	許可番号
入	5000		2000	500			50	100			2650	株式会社 川崎	00××
力	950	100									100	株式会社 川崎	00××
の	10000		4000				2000	1000			7000	株式会社 川崎	00××
必	15000		2000				1000	500			3500	株式会社 川崎	00××
要	20000		2000				1000	500			3500	株式会社 川崎	00××
は													
あ	※この項目は再生									※この項目は再生	※各再生量の合計が白	許可業者名、許可番号 を記載してください。 許可番号は必ず4桁を 記載してください。	
り	量に含めないで									量に含めないで	動計算されます。		
ま	ください。									ください。			
せ													
ん													
処理センターに搬入したものはすべて「施設焼却量」 その他の業者に搬入したものは各項目に入力してください。 ペットボトル、発泡スチロールは産業廃棄物です。一般廃棄物処理業の処理実績とすると不適正処理になります。 実績報告書を提出する際は、実績報告書の列の追加・削除等の加工は行わずに提出してください。													

(備考) 1 前月分に契約した事業所等について、毎月１５日までに報告してください。
2 新規の契約件数がない場合は、欄中に「なし」と記入し、報告してください。
3 メールアドレス 30haiki2@city.kawasaki.jp
4 FAX 044-200-3923

(備考) 1 前月分に契約した事業所等について、毎月15日までに報告してください。
2 新規の契約件数がない場合は、欄中に「なし」と記入し、報告してください。
3 メールアドレス 30haiki2@city.kawasaki.jp
4 FAX 044-200-3923

資 料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋：一般廃棄物処理業関係）

川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則
（抜粋：一般廃棄物処理業関係）

一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱（一部抜粋）

緊急時対策車の使用の取扱いについて

生活環境事業所担当地区一覧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋：一般廃棄物処理業関係）

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- （1）当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- （2）その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- （3）その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- （4）申請者が次のいずれにも該当しないこと。

省略（本文P16、17参照）

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- （1）当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
- （2）その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- （3）その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- （4）申請者が第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

- 1 1 第1項又は第6項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 1 2 第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第6項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第228条第1項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。
- 1 3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
- 1 4 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。
- 1 5 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。
- 1 6 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。
（変更の許可等）
- 第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第10項及び第11項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
- 3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げるものにあつては、同号イ又はチに係わるものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 5 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれらの者の前条第5項第4号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至ったときも、前項と同様とする。
（事業の停止）
- 第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
 - (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項

第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

(3) 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(1) 法第7条第5項第4号ハ若しくはニ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至つたとき。

(2) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。

(3) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。

(4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至つたとき(前3号に該当する場合を除く。))。

(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(名義貸しの禁止)

第7条の5 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(報告の徴収)

第18条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者(市町村が第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。)又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第15条の17第1項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。

2 略

(立入検査)

第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは

建物若しくは第 15 条の 17 第 1 項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 略

3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第 19 条の 3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化处理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合 市町村長

(2) 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合 都道府県知事

(措置命令)

第 19 条の 4 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第 3 号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第 19 条の 7 において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者（第 6 条の 2 第 1 項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第 6 項若しくは第 7 項又は第 7 条第 14 項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第 1 項及び第 19 条の 7 において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

○川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則

(抜粋：一般廃棄物処理業関係)

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第2条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。

2 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(第2号様式)により市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請)

第3条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(第3号様式)により市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可申請に係る添付書類等)

第4条 第2条第1項又は前条(法第7条第1項の許可を受けた者が申請する場合に限る。)の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
- (4) 事務所及び事業場の案内図
- (5) 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては国籍の記載のあるものに限るものとする。次号において同じ。)並びに廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条の2の2に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (6) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し並びに省令第2条の2の2に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(以下これらを「住民票の写し等」という。)
- (7) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し等(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し等)
- (8) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのに該当しない者であることを誓約する書面
- (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (10) 申請者が法人である場合には、直前3年(法第7条第2項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前2年)の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年(法第7条第2項

の規定により許可の更新を申請する場合には、直前2年)の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(12) その他市長が必要と認める書類

2 第2条第2項又は前条(法第7条第6項の許可を受けた者が申請する場合に限る。)の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

(2) 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)

(3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類

(4) 事務所及び事業場の案内図

(5) 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し等

(6) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し等

(7) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し等(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し等)

(8) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

(9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

(10) 申請者が法人である場合には、直前3年(法第7条第7項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前2年)の各事業年度における貸借対照表、損益計算書株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年(法第7条第7項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前2年)の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(12) その他市長が必要と認める書類

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

第5条 市長は、法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は法第7条の2第1項の規定によるその事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は法第7条の2第1項の規定によるその事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(第5号様式)を申請者に交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の廃止及び変更の届出)

第6条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けた者(第11条及び第12条第1項において「一般廃棄物処理業許可業者」という。)は、法第7条の2第3項の規定により一般廃棄物処理業の廃止又は変更の届出をするときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に一般廃棄物処理業の廃止又は変更届出書(第6号様式)により行わなければならない。

(一般廃棄物処理業の変更の届出に係る添付書類等)

第7条 前条の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 省令第2条の6第1項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあってはその住民票の写し等、法人にあってはその定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (2) 省令第2条の6第1項第2号イからハまでに掲げる事項の変更の場合には、当該変更に係る者がそれぞれ法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面及び当該変更に係る者の住民票の写し等
 - (3) 省令第2条の6第1項第3号に掲げる事項又は住所(事務所又は事業場の所在地である場合に限る。)の変更の場合には、変更後の事務所又は事業場の案内図
 - (4) 一般廃棄物収集運搬業者に係る省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第4条第1項第2号及び第3号に規定する書類及び図面
 - (5) 一般廃棄物処分業者に係る省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第4条第2項第2号及び第3号に規定する書類及び図面
- (一般廃棄物処理業等の欠格要件に係る届出)

第7条の2 法第7条の2第4項又は第5項の規定による届出は、一般廃棄物処理業者の欠格要件に係る届出書(第6号様式の2)により行うものとする。

(一般廃棄物処理業等の許可証の書換え)

第8条 市長は、法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出により許可証の書換えを必要とするときは、許可証を書き換えて交付するものとする。

(一般廃棄物処理業等の許可証の再交付)

第9条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けた者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けた者、法第14条第1項若しくは第6項の規定により産業廃棄物処理業の許可を受けた者、法第14条の2第1項の規定により産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けた者、法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者又は法第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けた者(第10条においてこれらを「許可業者」という。)は、交付された許可証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく許可証等再交付申請書(第7号様式)により当該許可証を添えて市長に申請し、許可証の再交付を受けることができる。ただし、亡失したときは、当該許可証を添えることを要しない。

(一般廃棄物処理業等の許可証の返還)

第10条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 法第7条第2項若しくは第7項、第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項の規定により許可の効力が失われたとき。
- (2) 法第7条の4又は第14条の3の2(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消されたとき。
- (3) 一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の全部を廃止したとき。

2 許可業者は、許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したときは、速やかに当該許可証を市長に返還しなければならない。

- 3 許可業者は、法第7条の2第1項、第14条の2第1項若しくは第14条の5第1項の規定による事業の範囲の変更の許可又は第8条の規定による許可証の書換えに伴いそれぞれ該当する許可証の交付を受けるときは、それぞれ書換え前の許可証を市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理業の帳簿)

- 第11条 一般廃棄物処理業許可業者は、法第7条第15項に規定する帳簿には、省令第2条の5第1項の表の下欄に規定するもののほか、収集又は運搬に係る受入先ごとの量等受託に係る事項を記載し、又は記録しなければならない。

(一般廃棄物処理業の実績報告)

- 第12条 一般廃棄物処理業許可業者は、一般廃棄物の収集運搬（一時的に多量に排出される家庭形廃棄物（以下「一時多量ごみ」という。）の収集運搬を除く。）又は処分に関する前々月の実績について、毎月10日までに一般廃棄物収集運搬業実績報告書(第8号様式)又は一般廃棄物処分業実績報告書(第9号様式)により市長に報告しなければならない。

- 2 一時多量ごみに係る法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、一時多量ごみの収集運搬に関する前々月の実績について、毎月10日までに一時多量ごみ収集運搬業実績報告書（第9号様式の2）により市長に報告しなければならない。

一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱（一部抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成5年川崎市規則第26号。以下「規則」という。）に基づき、事業系一般廃棄物（焼却対象物）、又は一時的に多量に排出される家庭系廃棄物（以下「一時多量ごみ」という。）の施設搬入に関する必要な事項を定め、市長の指定する廃棄物処理施設（以下「指定処理施設」という。）において、事業系一般廃棄物及び一時多量ごみを適正に処理することを目的とする。

なお、り災ごみの施設搬入等に関する取扱については「り災ごみの処理に関する取扱要領」によるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による他、次の各号に定めるところによる。

（1）施設搬入 事業系一般廃棄物又は一時多量ごみを指定処理施設に搬入することをいう。

ア 定期搬入 一般廃棄物排出事業者（以下「排出事業者」という。）のうち、定期的又は継続的に施設搬入する事業者（以下「自己搬入事業者」という。）で市長がこれを認めたもの、及び市長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者（以下「収集運搬業者」という。）が事業系一般廃棄物を施設搬入することをいう。

（ア）排出事業者

a 自己搬入事業者（大口） 事業系一般廃棄物の排出量が1日平均30kgを超える又は1回の搬入量が200kgを超える排出事業者をいう。

b 自己搬入事業者（小口） 事業系一般廃棄物の排出量が1日平均30kg以下で、かつ1回の搬入量が30kg以上200kg以下の排出事業者をいう。

（イ）収集運搬業者

イ 臨時搬入 事業系一般廃棄物の施設搬入のうち、定期搬入に該当しない場合で、市長がこれを認めたものをいう。

ウ 一時多量ごみ搬入 施設搬入のうち、一時多量ごみを許可の範囲とする一般廃棄物収集運搬業者が、一時多量ごみを搬入することをいう。

（2）搬入車両 一般廃棄物を指定処理施設に搬入する際に使用する車両をいう。

（搬入の手段等）

第3条 一般廃棄物の指定処理施設への搬入方法は車両（二輪車を除く。）のみによるものとし、第13条に定める搬入車両の基準及び搬入要員等を満たすものとする。

（施設搬入することができる者の範囲）

第4条 施設搬入をすることができる者の範囲は次のとおりとする。

- （１）一般廃棄物収集運搬業者
- （２）排出事業者

（施設搬入の申請）

第5条 施設搬入の申請は、次のとおりとする。

- （１）事業系一般廃棄物の搬入に係る収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）の申請は、規則第9条の規定によるものとし、申請書の提出先は環境局施設部処理計画課とする。
- （２）自己搬入事業者（小口）の申請は、規則第9条の規定を準用するものとし、「事業系一般廃棄物施設搬入申請書（小口）」（第1号様式）を、搬入を希望する指定処理施設に提出するものとする。
- （３）臨時搬入の申請は、規則第9条第2項の規定によるものとし、申請書の提出先は別表4に規定する指定処理施設とする。
- （４）一時多量ごみの申請は、規則第9条第1項の規定によるものとし、申請書の提出先は別表5に規定する指定処理施設とする。

（施設搬入の承認）

第6条 施設搬入の承認は、次のとおりとする。

- （１）定期搬入は、次の要件を満たす場合に限り承認するものとし、その期間は2年以内とする。ただし、承認期間の始期から起算して過去2年以内に第18条第1項第3号の規定による警告書の発行を受けた事業者の承認期間については、2年間にわたり年度をまたがない1年以内とすることができるものとする。
 - ア 申請しようとする廃棄物が、規則第12条に規定する受入基準を満たしていること。
 - イ 申請しようとする搬入車両の所有権又は使用権限がその申請者にあること。なお、使用賃借等による車両にあつては、借受名義が自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」及び申請者名義と同一であること。
 - ウ 事業系一般廃棄物搬入申請書（規則第3号様式）に記載された搬入量に対し、使用する車両の台数が相当であること。
- （２）臨時搬入は、前号アの要件を満たす排出事業者に限り承認するものとする。
- （３）一時多量ごみは、次の要件を満たす場合に限り承認するものとする。
 - ア 一時多量ごみを許可の範囲とする一般廃棄物収集運搬業許可業者であること。
 - イ 排出者から、事前に生活環境事業所へ、一時多量ごみ申込書（第3号様式）の提出があること。
 - ウ 施設搬入時に、「一時多量ごみの搬入について（チェックリスト）（第5号様式）」の提出があること。

（施設搬入に係る変更申請等）

第7条 施設搬入に係る変更申請は、次のとおりとする。

- （1）事業系一般廃棄物の搬入に係る収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）の変更申請は、規則第11条の規定によるものとし、申請書の提出先は環境局施設部処理計画課とする。
- （2）自己搬入事業者（小口）の変更申請は、規則第11条の規定を準用するものとし、「事業系一般廃棄物施設搬入変更申請書（小口）」（第2号様式）を指定処理施設に提出するものとする。

2 施設搬入の承認を受けた事業系一般廃棄物の搬入に係る収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）が、規則第11条第1項各号の事項以外の変更が生じた場合は、規則第11条の2の規定によるものとし、届書の提出先は環境局施設部処理計画課とする。

（施設搬入に係る変更申請の承認）

第8条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる変更申請の承認は、第6条第1号の規定を準用するものとする。

（定期搬入における施設搬入の更新申請等）

第9条 定期搬入における施設搬入の更新申請及び承認は次のとおりとする。

- （1）施設搬入の更新申請は第5条の規定を準用するものとし、更新を希望する排出事業者及び収集運搬業者は、市が指定する日までに申請しなければならない。
- （2）前号の申請の承認は、第6条第1項第1号を準用するものとする。
- （3）更新された搬入承認証等は、3月末までに、搬入承認された指定処理施設で交付する。更新された搬入承認証等の交付を受けた者は、旧搬入承認証等を、4月以降速やかに指定処理施設に返却しなければならない。なお、前年度使用していた搬入車両のICカードは継続して使用するものとする。

（事業系一般廃棄物の受入基準）

第10条 規則第12条第2号に規定する指定処理施設において処理できる事業系一般廃棄物の性状及び形状は、別表1のとおりとする。

2 規則第12条第3号に規定する指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物は、次のとおりとする。

- （1）有害性物質を含まないもの
- （2）危険性のないもの
- （3）爆発性のないもの
- （4）著しく悪臭を発しないもの
- （5）焼却可能なもの
- （6）不完全燃焼を起こすおそれがないもの
- （7）公害の発生するおそれのないもの
- （8）その他

3 規則第12条第6号に規定する市長の指示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号の基準を遵守した収集運搬であること。

(一時多量ごみの受入基準)

第11条 規則第12条に規定する指定処理施設において処理できる一時多量ごみは次のとおりとする。

- (1) 市民から運搬を委任された家庭ごみであること。
- (2) 有害性のあるもの、引火性のあるもの、危険性のあるものは混入しないこと。
- (3) 市の分別品目に従って分別していること。
- (4) 粗大ごみ及び小物金属について、次の品目をそれぞれ分別していること。
- ・電気コード（製品に接続するものは切断している。）
 - ・乾電池・二次電池（製品に付属するものは外している。）
 - ・電球等（製品に付属するものは外している。）
 - ・針金ハンガー
 - ・ライター
 - ・ハサミ、包丁、のこぎり等の刃物
 - ・カセットボンベ・石油タンク等（製品に付属するものは外している。）
 - ・ガラス類（製品に付属するものは外している。）
 - ・鉄アレイ・ダンベル等
 - ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の対象物で、本市の指示するもの
- (5) 容器、引き出し等は全て空になっていること。
- (6) 一時多量ごみと事業系一般廃棄物は混載しないこと。

(指定処理施設及び搬入日時等)

第12条 事業系一般廃棄物の搬入に係る収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）の指定処理施設及び搬入日時等は、別表2のとおりとする。

- 2 自己搬入事業者（小口）の指定処理施設及び搬入日時等は、別表3のとおりとする。
- 3 臨時搬入する場合の指定処理施設及び搬入日時等は、別表4のとおりとする。
- 4 一時多量ごみを搬入する場合の指定処理施設及び搬入日時等は、別表5のとおりとする。

(搬入車両の基準及び搬入要員等)

第13条 搬入車両の基準及び搬入要員等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 搬入車両は、車両の構造規格等により搬入に支障がある場合もあるので、搬入を希望する事業者は、施設搬入申請を行う前に搬入に適合する車両か否かを各指定処理施設で確認すること。
- (2) コンテナには、指定処理施設の搬入受入業務に携わる職員が見やすい位置にコンテナ番号を明記すること。
- (3) 事業系一般廃棄物の搬入に係る収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）で次の場

合は、搬入車両の搬入要員等を2人以上とする。

ア 自動排出機能を有していない車両

イ 自動排出機能を有している車両であっても、ごみピットの車止めに車体後部が接触する車両

(4) 一時多量ごみの収集運搬に係る搬入車両の基準及び搬入要員等は、次に定めるところによる。

ア 搬入車両は、一般廃棄物収集運搬業許可の登録車両のみによるものとする。

イ 普通ごみのみを積載している車両において、次の場合は搬入要員等を2人以上とする。

(ア) 自動排出機能を有していない車両

(イ) 自動排出機能を有している車両であっても、ごみピットの車止めに車体後部が接触する車両

ウ 普通ごみと他品目のごみを混載し又は普通ごみ以外を積載している車両は、次の要件を満たすものとする。

(ア) ダンプアップが可能であること。

(イ) 車両寸法が全長6.5m以内、全幅2.2m以内、全高2.7m以内であること。

エ 普通ごみと他品目のごみを混載し又は普通ごみ以外を積載している車両の搬入要員等は2人以上とする。

(5) 自己搬入事業者（小口）及び臨時搬入の場合は、各指定処理施設と事前に協議すること。

(6) その他、各指定処理施設が定める基準を遵守すること。

(一般廃棄物の計量方法)

第14条 一般廃棄物の計量方法は、搬入前と搬入後の車両重量を計量し、その差で一般廃棄物の重量を算定する2度計量とする。ただし、搬入後に計量せずに退場した場合など、廃棄物の重量が不明な場合は、事前に登録してある車両重量を使用し、一般廃棄物の重量を算定するものとする。

2 前項の事前に登録する車両重量（以下「風袋」という。）は、原則として自動車検査証により算定するものとする。ただし、これにより難いと市長が認める場合は、搬入を希望する指定処理施設で搬入車両を空車状態（無人）で計量し、その風袋により算定するものとする。

(施設搬入の承認を受けた事業者の遵守事項)

第15条 指定処理施設内等における事業者の遵守事項は次のとおりとする。

(1) 施設搬入する際は搬入証を必ず携帯し、市職員の請求に応じ提示しなければならない。

(2) 一時多量ごみを搬入する際は、搬入車両に一時多量ごみの搬入中であることを表示する。

- (3) 施設搬入にあたっては、ピット転落、車両事故、労働災害及び施設損壊等を防止するため、指定処理施設ごとに定める安全基準を遵守すること。
- (4) 事故等が発生した場合で、その原因が搬入事業者にある場合は、当該事業者の責任で速やかに対処すること。
- (5) 施設搬入にあたって搬入事業者が施設を汚損又は損傷した場合は、当該事業者の責任で速やかに復旧すること。
- (6) その他関係法規等を遵守すること。

(指定処理施設における廃棄物の受入中止等)

第16条 市は、指定処理施設の定期点検整備等を実施する場合には、搬入施設の変更又は廃棄物の受入を中止することができる。

2 指定処理施設の設備の故障等により、廃棄物の受入ができなくなった場合は、市は、事前の予告なく指定処理施設への廃棄物の受入を中止することができる。この場合、当該指定処理施設は、その内容を施設搬入業者に周知しなければならない。

3 荒天における対応は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県東部に気象庁から「気象注意報」又は「気象警報」が発表されるなど、荒天等で廃棄物の受入に支障が生じるおそれがあると判断したときは、市は事前の予告なく、指定処理施設への受入を中止することができる。
- (2) 特に、土曜日及び日曜日等において「気象注意報」又は「気象警報」が発表された場合は、施設搬入しようとする者は必ず搬入受入の可否を確認すること。

(内容審査)

第17条 規則第12条の2の規定に基づき、市は施設搬入される廃棄物について、適宜その内容を審査することができるものとし、廃棄物を指定処理施設に搬入しようとする者は、その内容審査に協力しなければならない。

(受入拒否)

第18条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、条例第27条の規定に基づき、廃棄物の受入を拒否することができる。

- (1) 事業者が前条に規定する内容審査に協力しないとき。
- (2) 事業者が規則第12条に規定する受入基準に従わないとき。
- (3) 施設搬入しようとする事業系一般廃棄物多量排出事業者が廃棄物管理票を提出しないとき。
- (4) 事業系一般廃棄物多量排出事業者から廃棄物の収集運搬業務を受託した収集運搬業者が廃棄物管理票を提出しないとき。
- (5) 事業者が第10条、第11条、第12条、第13条、第15条に規定する基準に従わないとき。

(改善指導等)

第19条 市は前条の規定に該当した事業者に対し、次により改善指導等を行うことができる。

- (1) 指定処理施設の長は、施設搬入した廃棄物の中に受入基準に適合しない廃棄物が混在していた場合等、前条第1項に掲げる受入拒否の事項に該当したときは、当該事業者に対し廃棄物の処理等に関する改善指導を行うとともに、当該廃棄物を持ち帰らせることができる。
- (2) 指定処理施設の長は、前号の改善指導の内容又は改善指導された回数等に応じ、当該事業者に対し注意書を発行するものとする。注意書の発行基準は別表6のとおりとする。
- (3) 環境局長は、注意書の発行を受けた事業者が1年以内に再度注意書発行基準にあたる改善指導を受けた場合、他の市町村で排出された廃棄物を搬入した場合又は内容審査を拒否した場合は、当該事業者に対し、警告書により警告するとともに、業務の改善を指示し、指定された日までに文書により改善策（以下「改善計画書」という。）を提出させるものとする。
- (4) 前各号の改善指導等に係わる要因が、収集運搬業者に委託した排出事業者にあると市長が認めるときは、市長は委託した排出事業者に対し、その改善に関わる指導を行うことができる。
- (5) 市長は、第3号に規定する改善計画書の提出を求めた時から、改善計画書が提出され、その実効性を確認するまでの間、当該事業者に対しICカードを返却させ、自動計量による搬入を保留することができる。
- (6) 前号の理由により自動計量を保留された事業者は、搬入ごとに指定処理施設の内容審査を受けなければならない。市長は必要に応じ、内容審査に代表者・役員又はこれらに準ずる者の立ち会いを求めることができる。

（受入停止の処分基準）

第20条 市長は、事業者が前条の改善指導等に従わない場合は、条例第27条の規定に基づき、施設搬入の受入を継続的に拒否するため、期間を定めて受入を停止することができる。

- (1) 30日間の受入停止 別表6の受入停止要件に該当したときは、30日間の受入停止を命ずることができるものとする。
 - (2) 60日間の受入停止 30日間の受入停止処分期間終了後に、再度別表6の受入停止要件に該当したときは、60日間の受入停止を命ずることができるものとする。
 - (3) 90日間の受入停止 60日間の受入停止処分期間終了後に、再度別表6の受入停止要件に該当したときは、90日間の受入停止を命ずることができるものとする。なお、90日間の受入停止処分期間終了後に、再度別表6の受入停止要件に該当したときは、90日間の受入停止を命ずることができるものとする。
- 2 前項については、警告書発行後1年が経過した場合において、受入停止処分期間中もしくは処分の手続き中であった場合は、受入停止処分期間が終了するまでは、処分の効力は継続するものとする。

（受入停止の手続き）

第21条 受入停止の手続きは、次により行うものとする。

（1）違反行為の事実の把握は、次により行うものとする。

ア 処理センターにおける内容審査

イ その他必要と認めること。

（2）前条の受入停止を行おうとするときは弁明の機会の付与を行うこととする。

ア 弁明の機会の付与の手続については、川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号）及び川崎市聴聞等に関する規則（平成6年川崎市規則第46号。）に基づいて行うものとする。

イ 行政手続法第13条第2項第1号の規定に基づき、当該違反行為により既に生活環境の保全上支障が生じており、緊急に不利益処分を行う必要があるときは、弁明の機会の付与の手続を省略することができるものとする。

（3）受入停止の内容の決定については、次により行うものとする。

別に定める「施設搬入の受入基準違反に係る不利益処分検討委員会（以下「検討委員会」という。）設置要綱」に基づき、検討委員会を開催し、弁明の機会の結果を考慮の上、不利益処分を行うか否かを決定するものとする。

なお、不利益処分に関する手続きについては、別に定める「施設搬入の受入基準違反に係る不利益処分に関する事務手続要綱」に基づき、手続きを行うものとする。

（4）受入停止の通知

市長は、前条の受入停止をする場合は、「施設搬入の受入停止通知書」（第3号様式）により、通知するものとする。

（滞納者に対する措置）

第22条 廃棄物処理手数料を滞納している事業者が施設搬入する際、その都度当該廃棄物の処理手数料を指定処理施設で即納等をさせることができる。

別表1 指定処理施設において処理できる廃棄物の性状及び形状

廃棄物の性状及び形状		
紙類	a 紙くず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
木・草類	a 木製品、木くず等	長さ50cm、幅20cm程度に切断してあるもの。
	b 角材、丸太等	長さ50cm、太さ10cm程度に切断してあるもの。
	c おがくず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
	d 枝葉類	長さ50cm程度に切断し、小さく束ねてあるもの。
繊維類	a 繊維くず等	バラ状に切断し、小さく束ねてあるもの。
	b テープ状のもの	長さ1m程度に切断してあるもの。
厨芥類	a 食品残渣	できる限り水分・油分を除去してあるもの。 焼却可能な大きさであること。
その他	上記以外にあっては市の指示によること。	

注 条例第29条第1項に規定する市が処理することができる産業廃棄物に係わる、「市が行う廃棄物処理に支障がないと市長が認める範囲」については、一般廃棄物処理計画に定めるものとする。

別表2 収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）の指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時	排出事業者 の所在地 （廃棄物の 発生場所）	指 定 処 理 施 設		
			浮島 処理 センター	橘 処理 センター	王禅寺 処理 センター
定期搬入	【月曜日から土曜日】 搬入時間 8:00～12:00 12:50～16:00	川崎区	○	○	×
		幸区	○	○	×
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
		麻生区	○	○	○
	【日曜日】 搬入時間 9:00～12:00 12:50～14:45	全 区	○	×	×

注1 ○印は搬入することができることを示し、×印は搬入できないことを示している。

注2 年末年始の搬入については、その都度別に定めるものとする。

別表3 自己搬入事業者（小口）の指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時		指定処理施設		
	搬入曜日	搬入時間	浮島 処理 センター	橘 処理 センター	王禅寺 処理 センター
定期搬入	月曜日から土曜日	8:30～12:00 12:50～16:00	○	○	○
	日曜日	9:00～12:00 12:50～14:45	○	×	×

注1 ○印は搬入することができることを示し、×印は搬入できないことを示している。

注2 年末年始の搬入については、その都度別に定めるものとする。

別表4 臨時搬入する場合の指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時	排出事業者 の所在地 (廃棄物の 発生場所)	指定処理施設		
			浮島 処理 センター	橘 処理 センター	王禅寺 処理 センター
1回の搬入量が200 キログラムを超える場合	月曜日から土曜日 搬入時間 8:30～11:30 13:00～15:30	川崎区	○	○	×
		幸区	○	○	×
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
		麻生区	○	○	○
1回の搬入量が30キログラム以上 200キログラム以下の場合	月曜日から土曜日 搬入時間 8:30～11:30 13:00～15:30	川崎区	○	○	○
		幸区	○	○	○
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
		麻生区	○	○	○

注1 日曜日は、全ての施設で搬入はできない。

別表 5 一時多量ごみを搬入する場合の指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時		指定処理施設		
	搬入曜日	搬入時間	浮島 処理 センター	橘 処理 センター	王禅寺 処理 センター
一時多量ごみ	月曜日から金曜日	8:30～11:30 13:00～15:30	○	×	○
	土曜日	8:30～11:30 13:00～15:30	○	×	×

注 1 ○印は搬入することができることを示し、×印は搬入できないことを示している。

注 2 日曜日は、全ての施設で搬入はできない。

注 3 年末年始の搬入については、その都度別に定めるものとする。

注 4 一時多量ごみのうち、り災ごみについては「り災ごみの処理に関する取扱要領」に基づき定めるものとする。

別表 6 注意書の発行基準

1 次の事項に該当し、3 回以上の持帰り指導を受けたにもかかわらず改善が見られないとき。 ・金属類やコンクリートブロックなど焼却設備及び処理業務に支障を来たすおそれのある廃棄物を搬入しようとしたとき。 ・多量の産業廃棄物など、第 10 条及び規則第 12 条の受入基準に反する不適正搬入物が含まれていて、搬入物の総量の 3 分の 1 以上の持帰り指導を受けたとき（※ 1） 2 指定処理施設で定める安全基準に従わないとき。 3 廃棄物管理票を提出しないとき。

※ 1 持帰りの重量については、搬入後に計量した重量から第 13 条の 2 に基づき計量システムに事前に登録してある車両重量を差し引いた重量とする。

別表 7 施設搬入の受入停止要件

1 警告書の発行を受けてから 1 年以内に注意書の発行基準に該当したとき。 2 指定された日までに改善計画書を提出しないとき。

緊急時対策車の使用の取扱いについて

1 全般的な事項について

- (1) 緊急時対策車の使用は、一般廃棄物処理業に使用されるものとして届出されている収集運搬車が事故又は故障で使用できない場合に限りです。
- (2) 緊急時対策車の使用期限は、届出をした収集運搬車の修理期間とし、原則 1 か月以内に限りです。
- (3) 緊急時対策車の I C カードは発行いたしませんので、臨時搬入と同様の対応（4（1）参照）といたします。

2 緊急時対策車について

- (1) 緊急時対策車は、廃掃法施行規則第 2 条の 2 第 1 号イの規定に基づき、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれがないものであることが必要です。
- (2) 緊急時対策車は、「許可の遵守事項」は適用しませんが、使用権原を有していることが必要です。

3 緊急時対策車の使用承認の手続について

- (1) 緊急時対策車を使用するときは、午後 5 時までに廃棄物指導課に電話連絡し、了解を得てください。
- (2) 了解を得た後、「緊急時対策車使用承認願」と「自動車検査証」を廃棄物指導課に F A X にて提出してください。
 - * (1)(2)ともに、前日が土、祝日等の場合は、直接、搬入を希望する処理センターに連絡して指示を受けてください。
 - 合わせて、翌開庁日に廃棄物指導課まで連絡してください。
- (3) 「緊急時対策車使用承認願」を受付後、F A X にて返送します。
返送された「緊急時対策車使用承認願」に、受付印が押印されていることを確認してください。

4 施設搬入について

- (1) 搬入時にはその都度、受付印のある「緊急時対策車使用承認願」（F A X にて返送されたもの）及び「自動車検査証」を施設の計量所職員に提示してください。
- (2) 搬入先は、浮島処理センター、橘処理センター及び王禅寺処理センターとします。
- (3) 次に掲げる日は、搬入できません。
日曜日、年末・年始の搬入指定日以外の日及び当該施設が指定する日。
- (4) 承認された使用見込期間を超えて使用することはできません。
ただし、やむを得ない事情により期間の延長が必要になった場合は、廃棄物指導課に連絡してください。

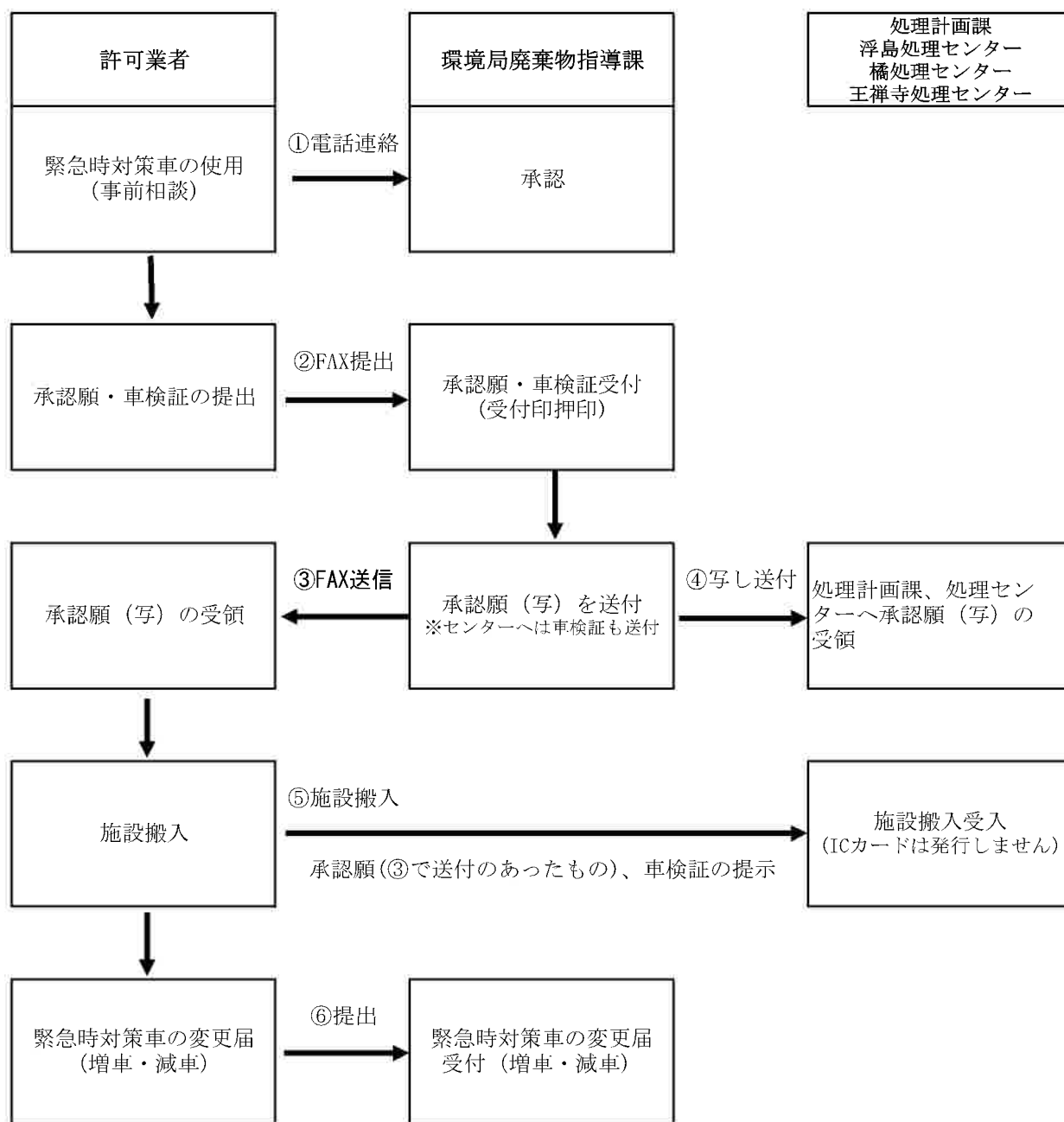
5 一般廃棄物処理業の許可に係る緊急時対策車の変更届出について

- (1) 緊急時対策車について、速やかに増車の変更届を提出してください。
添付書類に車両の写真が必要ですので、備車の場合は御注意ください。
- (2) 増車の変更届出時には、業の変更届に係る添付書類のほか、緊急時対策車の使用の必要性を証する書類として許可車両の「修理見積書」等の書類及び使用権原を有する書類を添付してください。
- (3) 緊急時対策車の使用が終了したときは、速やかに減車の変更届を提出してください。

6 問合せ先

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課
電話 044-200-2593
FAX 044-200-3923

手続きフロー【平日】

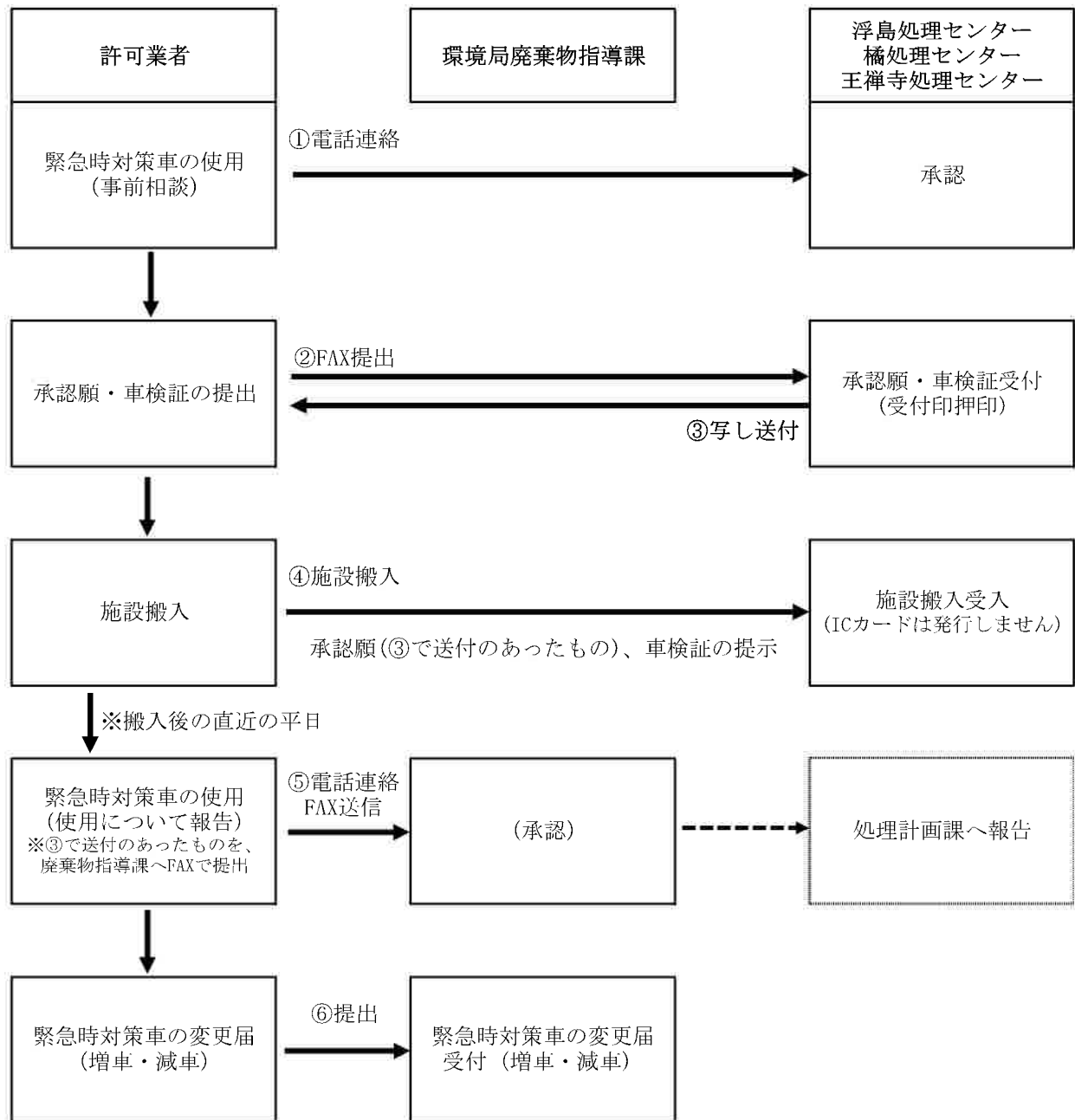


【連絡先】

廃棄物指導課：(電 話) 044-200-2593
(FAX) 044-200-3923

手続きフロー【土曜日・祝日】

※ 日曜日は緊急時対策車の対応はできません。



【連絡先】

浮島処理センター : (電 話) 044-287-9600
(FAX) 044-287-9602

橘処理センター : (電 話) 044-865-0013
(FAX) 044-865-0014

王禅寺処理センター : (電 話) 044-966-6135
(FAX) 044-951-0314

【注意】

●緊急時対策車の対応ができない日は次のとおり。

- (1) 日曜日
- (2) 年末・年始の搬入指定日以外の日
- (3) 当該施設が指定する日

緊急時対策車使用承認願

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可番号

緊急時対策車を指定処理施設搬入に使用したいので、次のとおり申請します。

使用車両の車両番号			
廃棄物の種別			
許可業者名			
搬入の区分			
使用車両の車種			
風袋重量(車両重量)			
使用見込期間	年 月 日～ 年 月 日(日間) ※ 使用期間は、修理に要する期間とします。(1ヶ月以内)		
許可車両の車両番号			
許可車両が稼働できない理由	※ 事由発生年月日(年 月 日)		
営業所の連絡先	TEL	FAX	担当者名
【備考欄】		受付印	

緊急時対策車使用承認願 [記載例]

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可番号

緊急時対策車を指定処理施設搬入に使用したいので、次のとおり申請します。

使用車両の車両番号	川崎〇〇〇か〇〇〇〇
廃棄物の種別	一般ごみ
許可業者名	株△△△工業
搬入の区分	施設搬入
使用車両の車種	塵芥車(又はダンプ、平ボディ、コンテナ等)
風袋重量(車両重量)	4,980kg ※ 自動車検査証で確認してください。
使用見込期間	〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日(〇日間) ※ 使用期間は、修理に要する期間とします。(1ヶ月以内)
許可車両の車両番号	川崎×××き××××× ※ 事故又は故障した車両
許可車両が稼動できない理由	ブレーキ故障のため ※ 事由発生年月日(〇〇年〇〇月〇〇日)
営業所の連絡先	TEL FAX 担当者名 044(〇〇〇)〇〇〇〇 044(〇〇〇)〇〇〇〇 △△ ××

【備考欄】

〇〇処理センターへ搬入

受付印

生活環境事業所担当地区一覧

生活環境事業所	地区	電話番号
川崎生活環境事業所	川崎区	044-266-5747
中原生活環境事業所	幸区	044-411-9220
	中原区	
宮前生活環境事業所	高津区	044-866-9131
	宮前区	
多摩生活環境事業所	多摩区	044-933-4111
	麻生区	

令和 7 年 6 月

一般廃棄物処理業者の手引

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044（200）2593

FAX 044（200）3923